資料1

令和５年度

第２次鈴鹿市男女共同参画基本計画
年次報告書（案）

鈴 鹿 市

目　　次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

基本計画の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

事業評価の進め方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

各表の見方について

【施策評価表】（外部評価）の見方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

【個別事業の実施状況報告表】（内部評価）の見方 ・・・・・・・・・・・・・・・ 5

評価基準の判断目安 ・・・ 6

第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画　課題・施策・単位施策及び担当課一覧・・・・・・・ 7

第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画　担当課新旧一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・ 8

鈴鹿市男女共同参画審議会からの提言書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

成果指標及び施策毎の評価（外部評価） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

成果指標（内部評価） ・・・ 18

成果指標の算出について ・・・ 20

個別事業の実施状況報告表（内部評価）

課題Ⅰ男女共同参画意識の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

課題Ⅱあらゆる分野における男女共同参画の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・ 29

課題Ⅲジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援・・・・・・・ 73

資料

① 男女共同参画に関するアンケート結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88

② 審議会等における女性委員登用率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91

③ 鈴鹿市職員　役職・職種別職員数 （令和5年4月1日現在） ・・・・・・・ 95

参考　　三重県内における女性登用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96

はじめに

第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画 年次報告書（以下、「年次報告書」という。）は、「鈴鹿市男女共同参画推進条例」及び「第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画」に基づいて、本市の男女共同参画の推進状況を確認、検証し、各施策について、今後の取組の方向性等を定めることにより、市民、事業者及び市が協働して男女共同参画社会を実現するために作成したものです。

なお、本市が実施する事業については、事業評価（内部評価・外部評価）を実施し進行管理を行うために、年次報告書としてまとめ、本市の男女共同参画の取組を実効性のあるものとして、目標達成に向けて総合的に推進します。

第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画

1　計画期間

2016（平成28）年度～2023（令和5）年度<8年間>

第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画							
2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
前期実施計画				後期実施計画			

見直し

2　成果指標

「男女共同参画意識の普及度」　：　目標値　75%

「男女比率が適正な審議会などの割合」　：　目標値　70%

3　重点課題と重要施策

あらゆる分野における男女共同参画の推進が一人ひとりの男女共同参画意識を向上させ、ひいては男女共同参画社会の実現につながることから、「第2次基本計画」では課題Ⅱ「あらゆる分野における男女共同参画の推進」を重点課題と位置づけ、市全体の男女共同参画意識の向上を目指します。また、実施計画では、社会情勢や進歩状況に応じて重要施策を設定し、より実効性のある事業計画を立てて重点課題に取り組みます。

なお、後期実施計画においては、前期に引き続き、就労と地域の分野における男女共同参画の推進を重要施策とします。

【重要課題】

課題Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画

【重要施策】

課題Ⅱ－（2）就労における男女共同参画

課題Ⅱ－（3）地域における男女共同参画

基本計画の体系

目　的

『男女共同参画社会の実現』

目　標

『誰もが個性と能力を十分に発揮し，
夢を持って暮らせるまち「鈴鹿」』

鈴鹿市男女共同参画都市宣言より

課　　題	
施　　策	単 位 施 策
Ⅰ　男女共同参画意識の向上	
(1)男女共同参画意識の普及と向上	1　性別による固定的役割分担意識の解消
	2　市の制度・施策における男女共同参画
	3　一人ひとりの生き方を尊重する地域づくり
Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画の推進	
(1)意思決定の場における男女共同参画	1　審議会等における男女比率の適正化
	2　行政や企業等組織における女性登用促進
(2)就労における男女共同参画	1　雇用における男女の格差解消
	2　ワーク・ライフ・バランスの推進
	3　ライフステージに応じた就労支援
	4　女性の自立・起業等への支援
	5　育児・介護休暇等の取得促進
(3)地域における男女共同参画	1　男女がともに参画する地域活動
	2　防災分野における男女共同参画の推進
(4)家庭における男女共同参画	1　家庭生活で育む男女共同参画
	2　男性の家庭参画を促進する学習機会の充実
(5)教育における男女共同参画	1　人権尊重意識を高める教育・保育の充実
	2　多様な選択を可能にする教育・学習の充実
	3　メディア・リテラシーの向上
Ⅲ　ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援	
(1)自尊感情と人権意識の向上	1　相談事業の充実
	2　セクハラやDVの撲滅
(2)生涯にわたる心身の健康に関する啓発	1　心身の健康支援
	2　性に関する正しい知識の普及

事業評価の進め方

PDCAサイクルに基づき継続的に改善しながら目標達成に向け事業を推進します。

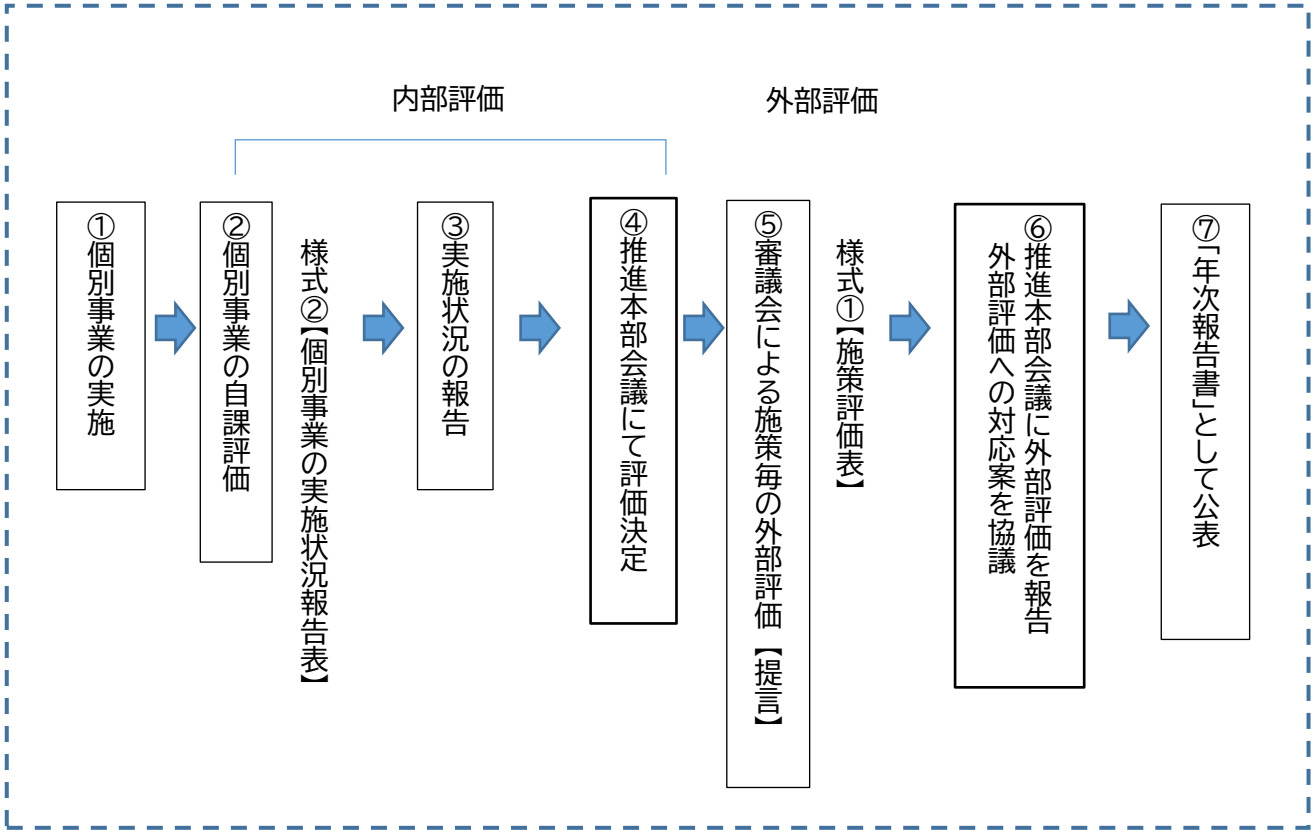

①個別事業の実施

事業担当課は事業を実施します。

②個別事業の自課評価

【個別事業の実施状況報告表】(内部評価)を作成して自課評価を行います。

③実施状況の報告

事業担当課は【個別事業の実施状況報告表】(内部評価)を部内決裁後、事務局へ提出します。

④推進本部会議にて評価決定

推進本部会議で【個別事業の実施状況報告表】(内部評価)を審議し、内部評価を決定します。

⑤審議会による施策毎の外部評価

【個別事業の実施状況報告表】(内部評価)を審議会へ提出します。
審議会は事業担当課から説明を受けた上で審議し、【施策評価表】(外部評価)を作成します。

⑥推進本部会議に外部評価を報告　外部評価への対応案を協議

審議会は、外部評価を提言としてまとめ市長に提出します。また、推進本部会議で外部評価を報告し、その対応について協議します。

⑦「年次報告書」として公表

事業評価を年次報告書として公表します。

各表の見方について

様式①

【成果指標評価表】【施策評価表】（外部評価）

成果指標（施　策）	男女共同参画意識の普及度　（（1）男女共同参画意識の普及と向上）
評　価	審議会による施策ごとの評価（破線枠内の評価基準参照）
意　見	施策の中の事業について、特に審議会が言及した内容
市の対応	意見に対する事業担当課からの回答 （〇〇〇課）（△△△課）

評価基準
◎　目標に向けおおむね順調に進捗している
〇　目標に向け進捗しているが，さらなる取組が求められる
△　目標に向けた取組が不十分である

〇課　題　と　施　策

Ⅰ 男女共同参画意識の向上
(1)男女共同参画意識の普及と向上

Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進
(1)意思決定の場における男女共同参画
(2)就労における男女共同参画
(3)地域における男女共同参画
(4)家庭における男女共同参画
(5)教育における男女共同参画

Ⅲ ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援
(1)自尊感情と人権意識の向上
(2)生涯にわたる心身の健康に関する啓発

【個別事業の実施状況報告表】(内部評価)

課題 Ⅰ

男女共同参画意識の向上

施　策	(1)男女共同参画意識の普及と向上							
単位施策	1 性別による固定的役割分担意識の解消							
単位施策の内容	男女共同参画に関する基本的な学習機会の充実や啓発活動に努めるとともに、様々な情報ツールを活用して、より効果的な広報活動と情報発信を展開します。							
事業No.		事業担当課	①					
事業概要	②							
男女共同参画の視点	③							
実　績(具体的な取組内容)								
目標指標	④							
	指標No.	策定時(H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※	④-1		④-2			④-3	
実績についての分析、課題と今後の取組					チラシ，写真 ⑤			
評　価	⑥							

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

①：事業番号は P.7 の担当課一覧参照
②：実施計画として策定した事業内容
③：事業の中で男女共同参画の視点に該当する部分
④：目標指標の説明
④-1：計画策定時の実績　④-2：実績値　④-3：計画策定時の目標値
⑤：写真・チラシ等文字以外の報告事項
⑥：事業の評価【破線枠内に記載の基準による】

評価基準の判断目安について

第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画に基づく年次報告書の作成に当たり、各所管課が個別事業の実施状況を自課評価する際の判断目安を、下記のとおり設定します。

区　分		判　断　目　安　等
A	目標を達成できた	・目標値の100%以上 ・取組により高い実績が得られている。
B	目標を概ね達成できた	・目標値の80%～100%未満 ・取組がほぼ計画どおり実施されている。
C	目標を少し下回った	・目標値の50～80%未満 ・計画を下回っており改善の余地がある。
D	目標を大きく下回った	・目標値の50%未満 ・実績が目標の水準を大きく下回っている。
E	事業未実施	全て実施できていない。

※目標値（R5）に対する実績値（R5）の達成率を目安に評価することとします。
※上記の判断目安はあくまで目安であり、実際の各事業の具体的な取組内容を検証し、総合的に判断することとします。

第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画　課題・施策・単位施策及び担当課一覧

課題	施策	単位施策	事業No.	単位施策説明	担当課	目標指標	No.
Ⅰ男女共同参画意識の向上	(1)男女共同参画意識の普及と向上	1　性別による固定的役割分担意識の解消	1	男女共同参画に関する基本的な学習機会の充実や啓発活動に努めるとともに、様々な情報ツールを活用して、より効果的な広報活動と情報発信を展開します。	情報政策課		
			2		男女共同参画課	○	※1
		2　市の制度・施策における男女共同参画	3	市職員の男女共同参画意識を高め、市の制度や施策を男女共同参画の視点で検証します。	全課	○	※2
		3　一人ひとりの生き方を尊重する地域づくり	4	古くからの慣習や伝統文化を尊重しつつ、男女共同参画の新しい視点で見直し、性別に関わらず誰もが参画できる地域コミュニティの形成をめざします。	地域協働課		
			5		人権政策課		
			6		市民対話課	○	※3
			7		男女共同参画課		
Ⅱあらゆる分野における男女共同参画の推進	(1)意思決定の場における男女共同参画	1　男女比率が適正な審議会などの割合	8	審議会等における女性委員の登用率は、40%以上を目標とします。ただし、市の制度・施策に市民の意見を公平に反映させるため、いずれの性も40%を下回らないように努めます。（審議会等の数52）	男女共同参画課外34課		
		2　行政や企業等組織における女性登用促進	9	行政や民間企業、地域など、あらゆる団体の意思決定の場や指導的立場に女性の参画が進むよう関係機関に働きかけます。また、各機関がそのために取り組む計画的な人材育成に対し、情報提供や支援体制の充実に努めます。	人事課	○	※4
			10		契約検査課（経営企画課）		
			11		地域協働課		
			12		産業政策課		
			13		学校教育課	○	※5
	(2)就労における男女共同参画	1　雇用における男女の格差解消	14	雇用や賃金における男女格差を是正するため、男女の均等な機会と待遇の確保、就労における男女共同参画を推進するための啓発やそれを促す仕組みの構築に努めます。	人事課（消防総務課）	○	※6
			15		契約検査課（経営企画課）		
			16		産業政策課		
		2　ワーク・ライフ・バランスの推進	17	少子高齢化や核家族化が進む社会の中で男女がともに生きがいを持って暮らし続けるために、働き方の見直しや多様な働き方を可能にする制度の構築など、意識啓発と仕組みづくりに努めます。	人事課	○	※7
			18		契約検査課（経営企画課）		
			19		産業政策課		
		3　ライフステージに応じた就労支援	20	M字カーブと呼ばれる女性の働き方の背景にある課題を検証し、子育て支援や介護支援の充実、ライフステージに応じた就労支援や啓発に取り組みます。	子ども政策課		
			21		子ども育成課	○	※8
			22		長寿社会課		
			23		産業政策課		
		4　女性の自立・起業等への支援	24	女性の就労機会を拡大するため、関係機関と連携し、スキルアップや起業に関する講座の開催、情報提供、支援制度の周知に努めます。	産業政策課		
			25		農林水産課	○	※9
			26		農業委員会		
		5　育児・介護休暇等の取得促進	27	男女を問わず、育児や介護を行う就労者が仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう、育児・介護休暇等の取得を促進するような仕組みづくりや意識啓発、職場の環境整備に努めます。	人事課	○	※10
			28		契約検査課（経営企画課）		
			29		子ども政策課	○	※11
			30		産業政策課		
	(3)地域における男女共同参画	1　男女がともに参画する地域活動	31	自治会活動や地域づくり活動にあらゆる世代の男女がともに参画することを促進し、男女共同参画の視点に立った「自助」「共助」のまちづくりをめざします。	地域協働課		
			32		スポーツ課	○	※12
		2　防災分野における男女共同参画の推進	33	災害対策や復興支援の場に必要な男女共同参画の視点を広めることで、多様なニーズに対応できる防災体制の構築に努めます。	防災危機管理課	○	※13
			34		中央消防署	○	※14
	(4)家庭における男女共同参画	1　家庭生活で育む男女共同参画	35	社会の最小単位である家庭において、日々の営みを通じて男女共同参画の意識を育むことで、社会全体の男女共同参画意識の底上げを図ります。	文化振興課		
			36		子ども政策課	○	※15
			37		教育指導課	○	※16
		2　男性の家庭参画を促進する学習機会の充実	38	性別役割分担意識の解消とともに、人口構造や家族形態などにより変化するライフスタイルに対応できるよう、男性の家事・育児・介護に関する情報提供や学習機会の充実に取り組みます。	地域協働課	○	※17
			39		図書館	○	※18
			40		子ども政策課		
			41		長寿社会課	○	※19
			42		健康づくり課	○	※20
	(5)教育における男女共同参画	1　人権尊重意識を高める教育・保育の充実	43	ジェンダーの視点に立った教育・保育で、互いを認め合う人権意識を醸成するとともに、指導者に対して社会情勢に応じた研修機会の充実や情報提供に努めます。	子ども育成課	○	※21
			44		学校教育課		
			45		教育指導課	○	※22
			46		教育支援課		
		2　多様な選択を可能にする教育・学習の充実	47	ジェンダーに基づく固定観念にとらわれず、個々の個性や能力、希望に応じた進路の選択ができるよう、キャリア教育の充実や保護者等に向けた啓発に努めます。	子ども育成課	○	※23
			48		教育指導課	○	※24
			49		教育支援課		
		3　メディア・リテラシーの向上	50	メディアから発せられる様々な情報を、自ら判断し読み解くことができるよう、メディア・リテラシーを向上するための啓発活動や学習会等の充実、情報提供を行います。	子ども育成課	○	※25
			51		教育支援課	○	※26
Ⅲジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援	(1)自尊感情と人権意識の向上	1　相談事業の充実	52	ジェンダーやフェミニズムの視点に立った相談を通じて、相談者の自尊感情の向上とエンパワメントを図ります。	市民対話課	○	※27
			53		男女共同参画課		
			54		子ども家庭支援課		
			55		健康づくり課	○	※28
		2　セクハラやDVの撲滅	56	人権を無視した行為が犯罪であることを周知するとともに、予防するための啓発活動に努めます。また女性相談所や児童相談所、警察等の関係機関との連携を強め、被害者の保護と支援に努めます。	人権政策課		
			57		子ども家庭支援課	○	※29
			58		健康福祉政策課		
			59		保護課		
			60		長寿社会課		
	(2)生涯にわたる心身の健康に関する啓発	1　心身の健康支援	61	ジェンダーに起因する心身の不調への理解と予防や、男女の特性に応じた生涯にわたる健康支援について、学習機会の充実や啓発活動に取り組みます。	男女共同参画課	○	※30
			62		健康づくり課	○	※31
		2　性に関する正しい知識の普及	63	男女が性について正しい知識を理解し、互いに尊重し合える関係を築くための広報や啓発に努めるとともに、発達段階に応じた適切な性教育に取り組みます。	男女共同参画課		
			64		健康づくり課		
			65		教育指導課	○	※32

第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画　担当課新旧一覧

＊令和6年4月1日組織変更内容

事業№	新担当課	旧担当課
10、15、18、28	技術監理契約課（経営企画課）	契約検査課（経営企画課）
42、55、65	子ども保健課	健康づくり課
62	地域医療推進課	健康づくり課

成果指標及び施策毎の評価
（外部評価）

令和　　年　　月　　日

鈴鹿市長　末松　則子　様

鈴鹿市男女共同参画審議会
会長　藤原　芳朗

鈴鹿市男女共同参画推進条例第13条第２項により本審議会を開催し、令和５年度鈴鹿市男女共同参画基本計画の実施状況について評価を行い、意見をまとめましたので下記のとおり提言します。

記

１　成果指標　男女共同参画意識の普及度に関する取組について

２　成果指標　男女比率が適正な審議会などの割合に関する取組について

３　課題Ⅰ　男女共同参画意識の向上に関する取組について

４　課題Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画の推進に関する取組について

５　課題Ⅲ　ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援に関する取組について

成果指標　男女共同参画意識の普及度

成果指標	男女共同参画意識の普及度（18ページ）
評　価	◎　○　△
評価の理由	
市の対応	

成果指標　男女比率が適正な審議会などの割合

成果指標	男女比率が適正な審議会などの割合（19ページ）
評　価	◎　○　△
評価の理由	
市の対応	

課題Ⅰ　男女共同参画意識の向上

施　策	(1)男女共同参画意識の普及と向上 （事業No.1～7）
評　価	◎　○　△
評価の理由	
市の対応	

課題Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(1)意思決定の場における男女共同参画 （事業No.8～13）
評　価	◎　○　△
評価の理由	
市の対応	

施　策	(2)就労における男女共同参画 （事業No.14～30）
評　価	◎　○　△
評価の理由	
市の対応	

施　策	(3)地域における男女共同参画 （事業No.31～34）
評　価	◎　○　△
評価の理由	
市の対応	

施　策	(4)家庭における男女共同参画 （事業No.35～42）
評　価	◎　○　△
評価の理由	
市の対応	

施　策	(5)教育における男女共同参画 （事業No.43～51）
評　価	◎　○　△
評価の理由	
市の対応	

課題Ⅲ　ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施　策	(1)自尊感情と人権意識の向上 （事業No.52～60）
評　価	◎　○　△
評価の理由	
市の対応	

施　策	(2)生涯にわたる心身の健康に関する啓発 （事業No.61～65）
評　価	◎　○　△
評価の理由	
市の対応	

成果指標
（内部評価）

成果指標　男女共同参画意識の普及度

概　要

市が主催する事業やイベントへの参加者に対して、男女共同参画に関するアンケートを実施しました。その中で、性別による固定的役割分担意識の一つである「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方についてどう思われますか」という設問に対し、「同感しない」または、「どちらかといえば同感しない」と答えた人の割合を集計し、普及度を計りました。

実　績

男女共同参画に関するアンケートで、性別による固定的役割分担意識の一つである「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方についてどう思われますか」の設問に対して、「同感しない」「どちらかといえば同感しない」と答えた人の割合は 77.4%となりました（資料①-P.80）。

策定時（H30）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	目標値(R3)	目標値(R5)
66.6%	75.8%	70.9%	73.9%	77.4%	71.6%	75.0%

実績についての分析、課題と今後の取組

アンケートの回答総数 1,220 人中、「同感しない」が 61.6%、「どちらかといえば同感しない」が 15.8%となり、合計が前年度と比べ 3.5 ポイント上がり最終年度の目標値を達成しました。

コロナ禍であった令和2・3年度は、回答者の年齢層が限定的でありましたが、令和4年度からは積極的に学園祭や商業施設等に出向き、幅広い年代からアンケートを収集することができました。年々幅広い年齢層に回答を得るよう努めた結果、市内の男女共同参画意識は浸透しつつあることがうかがえます。

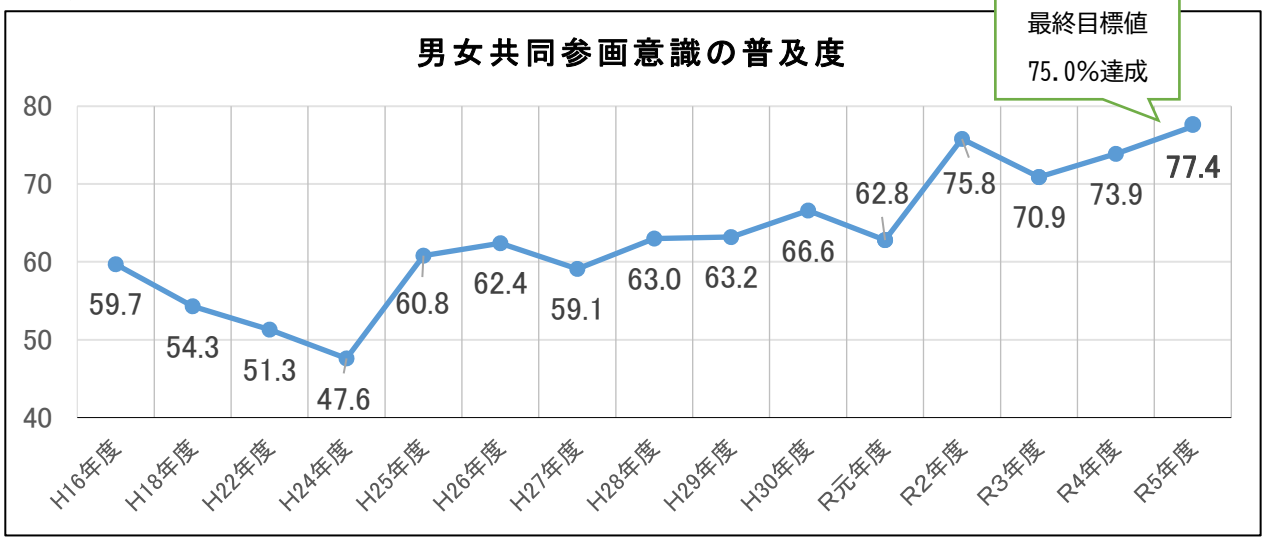

評　価

A

評価基準

A	：	目標を達成できた	D	：	目標を大きく下回った
B	：	目標を概ね達成できた	E	：	事業未実施
C	：	目標を少し下回った			

成果指標　男女比率が適正な審議会などの割合

概　要

各課が所管している審議会・委員会等の委員について、男女比率を確認するとともに、いずれの性も 40%を下回らない構成となるよう働きかけを行い、男女比率が適正な審議会となるよう努めました。

実　績

審議会等委員への女性の登用推進方策に基づき取り組んだ結果、本市の女性委員の割合は平成 22 年度以降全国平均を超えて推移していますが（次項参照）、女性の登用率が60%を超えた審議会が「6」となり、この結果、審議会等総数「53」のうち、男女比率が適正な審議会などの数は、「28」となり、その割合は、52.8%となりました。なお、女性登用率が 60%を超える審議会を含めるとその割合は、64.2%となります。

策定時（H30）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	目標値(R3)	目標値(R5)
59.3%	61.5%	76.9%	63.0%	52.8%	64.7%	70.0%

実績についての分析、課題と今後の取組

本市では、審議会等委員への女性の登用推進方策に基づき事前協議を行っており、全国的に見ても、本市の女性委員の登用率は高い数値を維持しています（次頁参照）。令和5年度中も、審議会等における女性の登用を進めるだけでなく、男女比率の適正化にも取り組んでおり、最終年度の目標達成に向け関係各課と協議を重ねましたが、最終目標値は達成することができませんでした。各課からも外部団体へ働きかけを行っていますが、特に女性の進出が少ない専門分野からの選出は望ましい結果を得られませんでした。今後はさらに、様々な分野で性別に関わらず活躍できる環境の整備を推進していきます。

※第2次及び第3次鈴鹿市男女共同参画基本計画に関する実績値の算出方法については、次頁に記載しています。

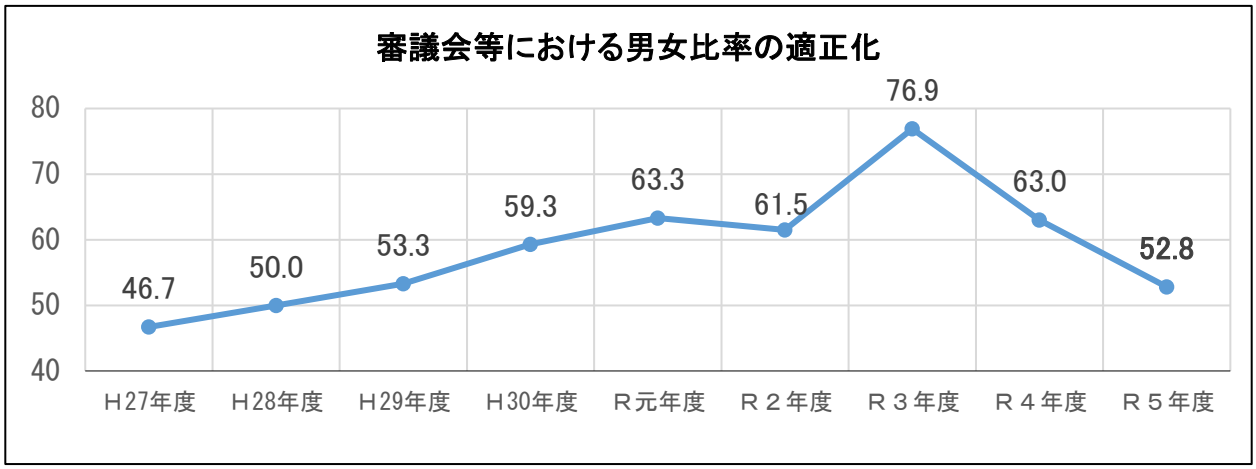

評　価

C

評価基準

A	：	目標を達成できた	D	：	目標を大きく下回った
B	：	目標を概ね達成できた	E	：	事業未実施
C	：	目標を少し下回った			

成果指標の算出について

第２次鈴鹿市男女共同参画基本計画での算出

成果指標「男女比率が適正な審議会などの割合」

・実績算出方法

（女性登用率が適正（40%～60%）な審議会等の数「28」÷審議会総数「53」）×100

＝52.8%

P.83　資料②より

審議会等総数	53
女性登用率が適正（40%～60%）な審議会等の数	28
女性登用率が 60%超の審議会等の数	6

第３次鈴鹿市男女共同参画基本計画での算出

第３次鈴鹿市男女共同参画基本計画では、「本市の全審議会等委員の全体数における女性委員の割合」について 50%を目指し、成果指標から重要施策へ位置付けています。

（単位：%）

＜これまでの推移＞

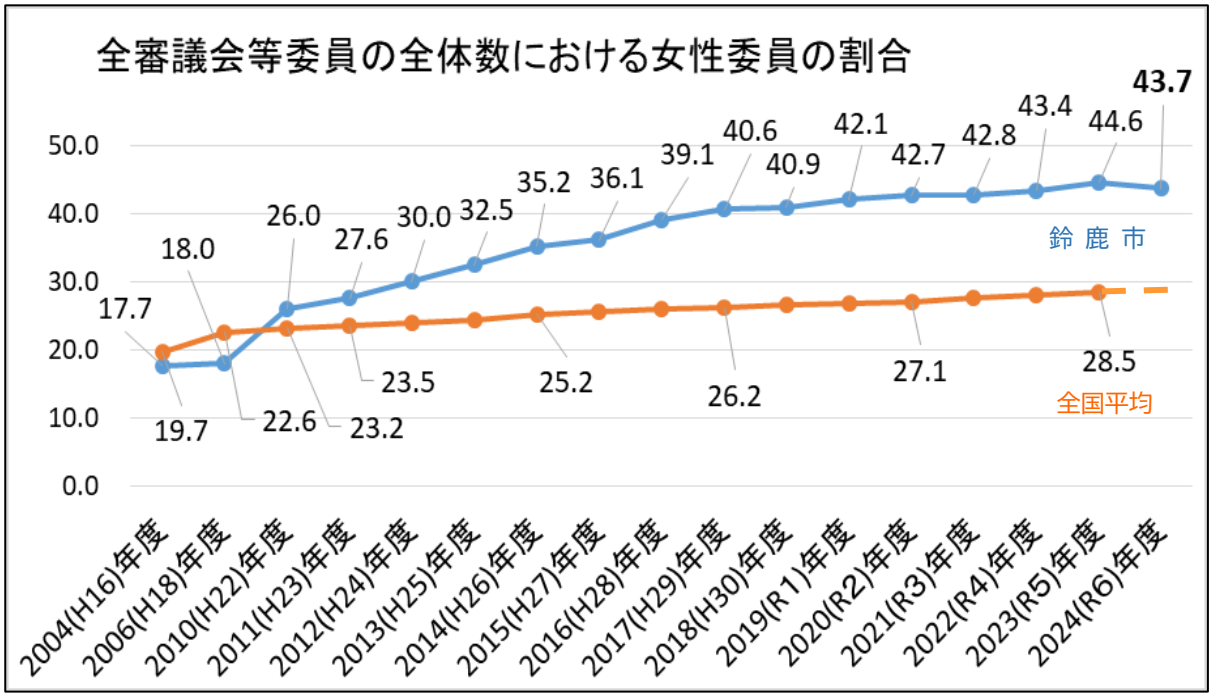

資料出所：内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」から抜粋

本市の全審議会等委員の全体数における女性委員の割合は、第２次基本計画策定時（2016（平成 28）年度）では 39.1%です。なお、第３次鈴鹿市男女共同参画基本計画策定時の 2023（令和５）年度 4 月 1 日時点で 44.6%まで上昇しています。

・実績算出方法

（女性委員「282 名」　÷　本市の全審議会等委員の全体数「646 名」）×100

＝43.7%

P.85　資料②より

委員総数（全体数）	女性委員数
646 人	282 人

個別事業の実施状況報告表
（内部評価）

課題 Ⅰ

男女共同参画意識の向上

施　策	(1)男女共同参画意識の普及と向上		
単位施策	1 性別による固定的役割分担意識の解消		
単位施策の内容	男女共同参画に関する基本的な学習機会の充実や啓発活動に努めるとともに、様々な情報ツールを活用して、より効果的な広報活動と情報発信を展開します。		
事業No.	1	事業担当課	情報政策課
事業概要	男女共同参画課をはじめ各課の男女共同参画に関する情報を、広報すずかや市ウェブサイト、ラジオ、メルモニ、フェイスブック等で発信します。		
男女共同参画の視点	広報すずかの作成に関してイラストを掲載する際、登場する男女のバランスを考慮し、いずれかに偏らないよう配慮します。また、男性の服の色は「青」、女性の服の色は「赤」といった概念にとらわれず、多様な色を反映することで、男女それぞれを幅広いイメージで表現します。 男女の呼称について、男性を「氏」、女性を「さん」と区別せず、共に「さん」で統一します。		
実　績 （具体的な取組内容）	広報すずかで使用する、家族や子育てをイメージするイラストに関して、男女のバランスや配色を考慮して作成しました。 また、男女共同参画課からの依頼に基づき、男女共同参画に関する情報を広報すずかや市ウェブサイト、市LINE公式アカウント等SNSの媒体を活用して情報発信をしました。		

目標指標：設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
―	―	―	―	―	―	―	―

実績についての分析、課題と今後の取組	広報すずかは、市民の誰もが目にする機会の多い情報発信媒体であることを踏まえ、性別による役割分担にとらわれない表現、デザインで作成するよう心がけ、引き続き、男女共同参画社会の実現に資するよう、情報発信を行います。	鈴鹿市 公式LINE
評　価	A	

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅰ

男女共同参画意識の向上

施　策	(1)男女共同参画意識の普及と向上							
単位施策	1 性別による固定的役割分担意識の解消							
単位施策の内容	男女共同参画に関する基本的な学習機会の充実や啓発活動に努めるとともに、様々な情報ツールを活用して、より効果的な広報活動と情報発信を展開します。							
事業No.	2	事業担当課	男女共同参画課					
事業概要	性別や年齢に関わりなく幅広く市民が男女共同参画の必要性を共感できるような講座・講演会を実施し、意識啓発及び学習機会の充実をはかります。（市民講座・対象者を絞ったセミナー等） 男女共同参画センターを男女共同参画推進の拠点施設とした啓発活動や学習活動の支援を行います。 男女共同参画センターウェブサイトの充実を図り、情報発信を行います。							
男女共同参画の視点	セミナーの実施や情報発信により、啓発や学習活動の支援を行うことで、意識啓発及び学習機会の充実をはかります。							
実　績 （具体的な取組内容）	男女共同参画センターのウェブサイト上で情報の発信を行いました。 ・講座・イベント情報 ： 10件　・お知らせ ： 8件 鈴鹿市シティセールス特命大使の浅尾美和さんを迎え、鈴鹿医療科学大学の講堂を活用し講演会及び大学教員や市内企業の従業員との座談会を開催しました。 鈴鹿工業高等専門学校と協力し、小中学生向けにリコチャレ（理工チャレンジの略。内閣府主体で行っている女子中高生が理工系分野へ進出することを応援する取組）を開催しました。なお、同校には市民協働事業「ジェフリーふぇすた2023」にも協力いただき、ロボコン等の展示を行いました。このイベントでは、基調講演や登録団体企画の他、三重県立神戸高等学校等、世代や性別に関わらず多くの方に協力いただき開催できました。 また、女性デジタル人材育成支援事業として、「AIの基礎を学べる入門講座」と題し、AIを活用するために必要な人間力等、合計3回講座を開催しました。							
目標指標	鈴鹿市男女共同参画センター（ジェフリーすずか）の認知度 男女共同参画に関するアンケートで、「男女共同参画センター（ジェフリーすずか）を利用したことがあるか。」又は「知っているか」の設問に対し、「利用したことがある」「知っている」と答えた人の割合。（資料①-P.89）							
	指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※1	76.3%	64.3%	89.7%	63.8%	77.9%	78.5%	80.0%
実績についての分析、課題と今後の取組	後期実行計画に基づき、リコチャレをはじめ、若い世代にも関心をもってもらえるイベントや講座、啓発を行うことができました。 認知度の集計では、昨年度より数値が回復しましたが、最終年度の目標値を達成することはできませんでした。 しかし、比較的各世代均一にアンケートを取得することができたため、今後も正確なアンケートの取得方法を検討し、同時にジェフリーすずかの啓発に努めます。							
評　価	B							

SUZUKA女性活躍推進フォーラム

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅰ

男女共同参画意識の向上

施　策	(1)男女共同参画意識の普及と向上		
単位施策	2　市の制度・施策における男女共同参画		
単位施策の内容	市職員の男女共同参画意識を高め、市の制度や施策を男女共同参画の視点で検証します。		
事業No.	3	事業担当課	全課
事業概要	全職員に対し、男女共同参画の意識を高める研修や、DV・セクハラ等各種ハラスメントに関する研修等を実施します。職場内における男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する意識の共有を図り、取組の根本に人権意識を持って対応するよう男女共同参画課と連携し意識の普及に努めます。		
男女共同参画の視点	市職員の男女共同参画意識を高め、市の制度や施策を男女共同参画の視点で検証します。		
実　績 （具体的な取組内容）	新規採用職員を対象に、行政職員として男女共同参画意識を持って業務を遂行できるよう、男女共同参画の基本や、国際比較で見る日本の現状等について対面で研修及びグループワークを行いました。 また、市職員の管理職を対象に、組織における人事管理、業務管理を行うに当たり、性別による無意識の思い込み気づき、これを解消してくため、内閣府男女共同参画局が作成した啓発動画をもとに研修を実施しました。 男女共同参画推進員を対象に、外部講師を招き、人事課及び人権政策課と協働で「ハラスメントのない職場づくりのために」と題し、男女共同参画から見たハラスメント防止研修を実施しました。		

目標指標：各課が実施する事業において、男女共同参画意識の普及についての連携あるいは働きかけた件数（連携することで他課への啓発と市全体の施策につながる）

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※2	9課	6課	17課	17課	15課	11課	13課

実績についての分析、課題と今後の取組	広く各課と連携し、最終目標値を達成することができました。対面での研修も再開することができ、出席した職員は集中して受講することができました。次期計画でも、引き続き各課の事業で連携できる部分を見出すとともに調整を図り、各事業に継承されていくよう内部の男女共同参画意識の普及に努めます。
評　価	A

男女共同参画推進員研修

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅰ

男女共同参画意識の向上

施　策	(1)男女共同参画意識の普及と向上		
単位施策	3　一人ひとりの生き方を尊重する地域づくり		
単位施策の内容	古くからの慣習や伝統文化を尊重しつつ、男女共同参画の新しい視点で見直し、性別に関わらず誰もが参画できる地域コミュニティの形成をめざします。		
事業No.	4	事業担当課	地域協働課
事業概要	NPOやボランティア活動において、女性は独自の視点を活かして重要な担い手として活躍しています。その活動を、市ウェブサイト内に設置している「すずか市民活動情報広場」を通して情報発信を図るとともに、市民活動に関する様々な情報提供や相談体制の充実に努め、誰もが参画し活躍しやすい環境づくりを進めます。		
男女共同参画の視点	市ウェブサイト内の「すずか市民活動情報広場」を通して、各団体が、気軽に情報発信していただけるよう周知し、誰もが市民活動に参画しやすい環境づくりを推進します。		
実　績 （具体的な取組内容）	「すずか市民活動情報広場」にて、地域や市民活動につながる情報（お役立ち情報や助成金情報等）の発信や登録団体の活動について情報提供しました。 「すずか市民活動情報広場」登録団体数：令和5年度末　116団体		

目標指標

設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	令和6年2月29日に外部サイトから市ウェブサイト内に移行するにあたり、すべての登録団体と連絡を取って内容の確認を実施するとともに、移行後のウェブサイト内での情報発信等についても周知を行いました。団体の休止等により登録団体数は減少（40団体減）しましたが、情報発信件数は増えています（18件増）。今後も団体活動情報や、役立ち情報などを提供し市民活動の活性化につなげていきます。	すずか市民活動情報広場
評　価	B	

評価基準
A　：　目標を達成できた
B　：　目標を概ね達成できた
C　：　目標を少し下回った
D　：　目標を大きく下回った
E　：　事業未実施

課題 Ⅰ

男女共同参画意識の向上

施　策	(1)男女共同参画意識の普及と向上		
単位施策	3　一人ひとりの生き方を尊重する地域づくり		
単位施策の内容	古くからの慣習や伝統文化を尊重しつつ、男女共同参画の新しい視点で見直し、性別に関わらず誰もが参画できる地域コミュニティの形成をめざします。		
事業No.	5	事業担当課	人権政策課
事業概要	各地域で人権尊重まちづくり講演会を企画し、その中で住みよいまちをつくるために、男女の区別なく参加できることの大切さを訴えます。 すべての人が個性と能力を発揮し、活躍できるような場の提供に努め、主要な啓発イベントに託児所を設け、性別の区別なく学習意欲のある男女誰もが参加できるように支援します。		
男女共同参画の視点	主要な人権啓発イベントに託児所を設け、性別の区別なく学習意欲のある男女誰もが参加できるように支援します。		
実　績 （具体的な取組内容）	11地区12か所で地域の要望に応じた人権尊重まちづくり講演会を開催しました。 【参加者397人】 主要な人権啓発イベントにおいて、託児所を設け、家族連れで参加できる機会を提供しました。 【来場者1,850人】		

目標指標

設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	11地区と未実施だった地域を含め講演会を開催し、予定通り12回実施することができました。 今後も、未実施の地区に対して働きかけ、人権尊重を基調とした地域づくりを推進するよう取り組んでいきます。
評　価	A

一ノ宮地区人権尊重まちづくり講演会（一ノ宮公民館）

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅰ

男女共同参画意識の向上

施　策	(1)男女共同参画意識の普及と向上		
単位施策	3　一人ひとりの生き方を尊重する地域づくり		
単位施策の内容	古くからの慣習や伝統文化を尊重しつつ、男女共同参画の新しい視点で見直し、性別に関わらず誰もが参画できる地域コミュニティの形成をめざします。		
事業No.	6	事業担当課	市民対話課
事業概要	ジェンダーの問題は、民族、文化、人種、その他多様な属性に大きな関係があり、それら様々な属性を持った人たちが共に生きる社会を実現しなければならないとの視点に立ち、市民一人ひとりの多文化共生に対する意識の高揚を図るため、講演会の実施や広報誌を通じた啓発に取り組みます。		
男女共同参画の視点	多文化共生のための講演会実施の中で、登壇者、発表者等を選出する際には、男女比に配慮するように努めています。 このほか、広報誌などに掲載する際にも、文章や画像掲載において、男女共同参画の視点を入れるよう、努めます。		
実　績 （具体的な取組内容）	公民館等において、多文化共生に関する啓発事業を推進するに当たり、外国にルーツのある県の国際交流員に参加いただき、日本で活躍する女性という立場で講話いただくことで、女性の個性と能力を発揮する姿を市民に伝えました。 また、令和5年4月から外国人向け多言語電子広報「City Guide Amigo Suzuka」の配信を開始し、留学生や高校生、外国人コミュニティの代表など、様々な立場で地域で活躍する外国人を表紙に掲載することで、地域で活躍する市民の姿を広く発信しました。		

目標指標

多文化共生意識の普及度
多文化共生に関するアンケートにおいて、多文化共生社会が「実現している」、又は「どちらかといえば実現している」とした回答数／アンケート回答者総数×100

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※3	52.7%	78.0%	37.0%	43.7%	54.2%	65.0%	70.0%

実績についての分析、課題と今後の取組

多文化共生に関する啓発事業や各種広報媒体を通じて、外国人、日本人双方に、さまざまな立場で活動・活躍する女性の姿を市民へ発信することができました。
目標指標は、令和3年度から比較して、改善傾向にあるものの、令和4年度に市内4,000人を対象に実施した「多文化共生に関するアンケート」では日本人市民の回答が低調な数値であったことから、今後も国籍問わず多文化共生に関する啓発活動の強化を推し進める必要があります。

【写真】
県の国際交流員による講演
（ブラジルってどんな国？）

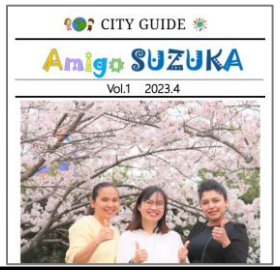

【写真】
外国人向け多言語電子広報「City Guide Amigo Suzuka」

評　価　**C**

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅰ

男女共同参画意識の向上

施　策	(1)男女共同参画意識の普及と向上		
単位施策	3　一人ひとりの生き方を尊重する地域づくり		
単位施策の内容	古くからの慣習や伝統文化を尊重しつつ、男女共同参画の新しい視点で見直し、性別に関わらず誰もが参画できる地域コミュニティの形成をめざします。		
事業No.	7	事業担当課	男女共同参画課
事業概要	地域づくりを推進していくにあたり、地域、行政の双方に男女共同参画の必要性を発信します。		
男女共同参画の視点	性別による固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行の改善を図ります。		
実　績 （具体的な取組内容）	男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせ、懸垂幕、市内大型商業施設、男女共同参画センターのウェブサイト、情報紙「ジェフリーすずか通信」等での意識啓発及び情報発信を行いました。 また、県内の男女共同参画センターと市町が連携して開催する三重県内男女共同参画連携映画祭2024で、本市では、アニメーション作品「モアナと伝説の海」を上映し、勇気を出して自分で進むべき道を切り開いていく主人公の姿から、性別にとらわれず信念を持って進む大切さについて啓発を行いました。 市内大型商業施設のホールを活用し、「第9回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」の写真及びフレンテみえの巨大絵本「みっちときりー」、その他パネル展示を行いました。		

目標指標：設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	新型コロナが5類に移行し、外出する人も増えはじめ、連携映画祭では多くの親子連れに参加いただき幅広い世代に意識啓発を行えました。 後期実施計画では、市内大型商業施設との連携が実現し、令和4年から効果的な啓発ができていることから、次期計画でも連携を継続し、引き続き、様々な世代に向けた啓発事業を行っていきます。	三重県内男女共同参画連携映画祭
評　価	A	

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(1)意思決定の場における男女共同参画		
成果指標・単位施策	1　男女比率が適正な審議会などの割合		
内　容	審議会等における女性委員の登用率は、40%以上を目標とします。ただし、市の制度・施策に市民の意見を公平に反映させるため、いずれの性も40%を下回らないように努めます。		
事業No.	8	事業担当課	全課（審議会・委員会等）
事業概要	各課が所管している審議会・委員会等の委員について、男女比率を確認するとともに、いずれの性も40%を下回らない構成となるよう事前協議の働きかけを行いました。		
男女共同参画の視点	性別に偏らない公平な意見を市政に反映することができます。また、政策・方針決定過程への女性の参画を促進することで、女性活躍推進に寄与することが期待できます。		
実　績 （具体的な取組内容）	審議会等委員への女性の登用推進方策に基づき取り組んだ結果、審議会等総数「53」のうち、女性登用率が適正（40%～60%）な審議会等の数は「28」あり、男女比率が適正な審議会等の割合は52.8%となりました（資料②-P.83）。なお、女性登用率60%超の審議会等の数「6」を含める場合、64.2%になります。（資料②-P.83）。		

成果指標

男女比率が適正な審議会などの割合
（第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画成果指標）

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	59.3%	61.5%	76.9%	63.0%	52.8%	64.7%	70.0%

実績についての分析、課題と今後の取組

本市では、審議会等における女性の登用を進めるだけでなく、男女比率の適正化にも取り 組んでおり、最終年度の目標達成に向け関係各課と協議を重ねましたが、最終目標値は達成することができませんでした。また、各課からも外部団体へ働きかけを行っていますが、特に女性の進出が現状少ない専門分野からの選出は、望ましい結果を得られなかったため、引き続き、様々な分野で性別に関わらず活躍できる環境を整備することに努めます。

次期計画では本市の全審議会等委員の全体数における女性委員の登用率向上（目標値50%）を重要施策と位置づけ、男女比率の適正化に取り組みます（現状43.0%）。

審議会等委員への女性の登用推進方策（一部抜粋）

審議会等委員への女性の登用推進方策

1　趣　旨

この方策は，鈴鹿市男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）に掲げる市政への女性の参画拡大を推進するため，審議会等委員への女性の登用に関して必要な事項を定める。

2　対　象

対象となる審議会等は，地方自治法第138条の4第3項及び，第202条の3に規定する附属機関，地方自治法第180条の5第1項，第3項に規定する執行機関，地方公営企業法第14条の規定に基づく審議会，鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程及び鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程に基づく会議（附属機関及び附属機関以外の会議の取扱いに関するガイドライン参照）とする。

評　価　C

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(1)意思決定の場における男女共同参画		
単位施策	2　行政や企業等組織における女性登用促進		
単位施策の内容	行政や民間企業、地域など、あらゆる団体の意思決定の場や指導的立場に女性の参画が進むよう関係機関に働きかけます。また、各機関がそのために取り組む計画的な人材育成に対し、情報提供や支援体制の充実に努めます。		
事業No.	9	事業担当課	人事課
事業概要	役職者として求められる能力、知識等を身につけるため、各種研修会及び自治大学校へ女性職員を派遣します。 また、やる気や資質を備えた若い女性職員を管理職やグループリーダーに積極的に登用します。		
男女共同参画の視点	男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案、決定及び実行に参画する機会を確保します。		
実　績 （具体的な取組内容）	35歳、36歳の女性職員（令和5年4月1日現在）（20人）及び新任課長（16人）を対象に、女性活躍推進研修を実施しました。 また、外部研修機関への派遣件数としては、全国市町村国際文化研修所（1人）、日本経営協会（1人）でした。自治大学校への派遣（1人）も実施しました。		

目標指標

女性管理職の登用率（資料③-P.87）
（「鈴鹿市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」）

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※4	16.2%	17.5%	18.7%	20.2%	22.0%	18.0%	19.0%

実績についての分析、課題と今後の取組

令和3年度から女性職員だけでなく、新任課長に対しても、女性を取り巻く働く環境の変化や職員が長く働きやすい職場作りについての研修を行い、働きやすくするための環境作りという観点からも研修を行うことができました。
外部研修機関での研修や自治大学校に女性職員を積極的に派遣し、特定の地域、分野の枠を超えた職員と交流することにより、そこで得たネットワークが業務上の課題解決に役立つことに加え、今後のキャリアイメージの構築にも効果が期待できます。
今後は、派遣研修に加え、職員のワークライフバランスも考慮し、オンライン研修を活用する等、新しい手法を取り入れ研修を継続して実施していきます。

自治大学校　研修募集案内

第１部・第２部特別課程

１　研修内容
（１）基本法制（※）
※基本法制の受講は選択制です。受講しない場合はe-ラーニング「地方自治制度」「地方公務員制度」「地方税財政制度」の事前履修が必要です。
また、「行政法」「民法」については、別途、テキスト等による事前履修を予定しています（詳細については別途連絡します。）。

（２）講義課目
政策形成能力を高めるための公共政策に関する講義を中心に、地方公共団体を巡る最新の話題を取り上げます。
例）・自治体行政学、政策法務　等
・ワークライフバランス、自治体ＤＸ、多文化共生　等

（３）演習
次の課目により編成します。
・事例演習
・ディベート型演習

（４）特定政策課題レポート（※）
研修期間中に指定した政策課題についてレポートを作成
（※）研修期間中において、外部教官による指導があります。

評　価	A

評価基準
Ａ　：　目標を達成できた
Ｂ　：　目標を概ね達成できた
Ｃ　：　目標を少し下回った
Ｄ　：　目標を大きく下回った
Ｅ　：　事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(1)意思決定の場における男女共同参画		
単位施策	2　行政や企業等組織における女性登用促進		
単位施策の内容	行政や民間企業、地域など、あらゆる団体の意思決定の場や指導的立場に女性の参画が進むよう関係機関に働きかけます。また、各機関がそのために取り組む計画的な人材育成に対し、情報提供や支援体制の充実に努めます。		
事業No.	10	事業担当課	契約検査課・経営企画課（上下水道局）
事業概要	建設業の職場内における女性登用促進に関する意識を高めるために、入札参加資格者名簿に登録されている企業の中で落札業者に契約検査課・経営企画課（上下水道局）で作成した啓発文書を契約書と共に配布します。		
男女共同参画の視点	建設業における意思決定の場や指導的立場への女性参画を推進するため、文章やイラストの表現について、男女共同参画に配慮します。		
実　績 （具体的な取組内容）	契約検査課・経営企画課（上下水道局）で作成した啓発文書を落札業者に契約書と共に配布しました。		

目標指標

設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	業者の規模にかかわらず、女性登用促進への取組に対する意識付けができました。	職場における男女共同参画のための啓発文書
評　価	B	

＊（注意）この案内は、契約書には綴じこまないでください。
職場における男女共同参画
働きやすい職場づくりで
企業の活力を
アップしましょう！
すべての人が自分らしくいきいきと生きていくことのできる「男女共同参画社会」の実現は、少子高齢化・人口減少が進む我が国にとって、社会全体で取り組むべき最重要課題と位置付けられています。

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(1)意思決定の場における男女共同参画		
単位施策	2　行政や企業等組織における女性登用促進		
単位施策の内容	行政や民間企業、地域など、あらゆる団体の意思決定の場や指導的立場に女性の参画が進むよう関係機関に働きかけます。また、各機関がそのために取り組む計画的な人材育成に対し、情報提供や支援体制の充実に努めます。		
事業No.	11	事業担当課	地域協働課
事業概要	自治会役員への女性登用を促すため、自治会連合会の各種会議において男女共同参画を推進する啓発活動を行います。		
男女共同参画の視点	地域などの意思決定の場や指導的立場に女性の参画が進むことにより、女性ならではの視点やアイデアを実現し、自治会などで活躍してもらいます。		
実　績 （具体的な取組内容）	正副会長会等で、自治会役員のなり手不足という課題が挙がる中で、地域における女性活躍の話をしながら、自治会役員への女性登用を促しました。		

目標指標

設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	各自治会役員の女性登用は、自治会で選任された結果のため、割合を把握することは難しい状況です。なお、自治会役員のなり手不足は、年々大きな課題となってきているが、地域における女性活躍は必須状況であるため、啓発活動を根気よく継続していきます。
評　価	B

定期総会の様子

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(1)意思決定の場における男女共同参画		
単位施策	2　行政や企業等組織における女性登用促進		
単位施策の内容	行政や民間企業、地域など、あらゆる団体の意思決定の場や指導的立場に女性の参画が進むよう関係機関に働きかけます。また、各機関がそのために取り組む計画的な人材育成に対し、情報提供や支援体制の充実に努めます。		
事業No.	12	事業担当課	産業政策課
事業概要	企業訪問や各種会議などの機会を捉えて、意思決定の場や指導的立場に女性の参画を促進するよう啓発等を進めます。 また、各機関がそのために取り組む計画的な人材育成に対し、現場支援を通じて専門アドバイザーによる助言等を行います。		
男女共同参画の視点	企業における意思決定の場や指導的立場への女性参画を推進します。		
実　績 （具体的な取組内容）	ものづくり産業支援センターの専門アドバイザーが実施する毎月の巡回訪問で、意思決定の場や指導的立場に女性の参画を促進するよう啓発等を進めました。		

目標指標：設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	企業に対して、今後も巡回訪問や人材育成研修の中で、意思決定の場や指導的立場に女性の参画を促進するよう啓発等を行います。	専門アドバイザーによる人材育成研修
評　価	B	

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(1)意思決定の場における男女共同参画		
単位施策	2　行政や企業等組織における女性登用促進		
単位施策の内容	行政や民間企業、地域など、あらゆる団体の意思決定の場や指導的立場に女性の参画が進むよう関係機関に働きかけます。また、各機関がそのために取り組む計画的な人材育成に対し、情報提供や支援体制の充実に努めます。		
事業No.	13	事業担当課	学校教育課
事業概要	県教委の小中学校長・教頭職への積極的な女性登用の方針に沿って働きかけを行います。 各学校長を通じて、女性職員に対し管理職選考試験や管理職をめざす職員を対象とする研修講座への参加を呼びかけ、昇任への意欲を高めるための働きかけを行います。		
男女共同参画の視点	学校における意思決定の場や指導的立場への女性参画を推進します。		
実　績 （具体的な取組内容）	女性職員に対して、管理職をめざす職員向け研修講座「学校経営連続講座」の開催を周知し、積極的な参加を呼びかけました。		

目標指標

実際に管理職として登用された女性職員の割合
（策定時の登用人数【20人】を維持しながら、令和5年度では、2人増加の登用人数【22人】を目標値としました。）

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※5	23.8%	25.6%	29.1%	29.8%	28.7%	25.0%	26.1%

実績についての分析、課題と今後の取組	女性職員に対し、管理職をめざす職員を対象とした研修講座への参加を促すことで、管理職の登用につながっていると考えられます。 そのため校園長会において、男女共同参画に係る女性管理職の推進、共同参画の研修を学校で実施するように働きかけます。
評　価	A

令和5年度　学校経営連続講座

令和５年度「学校経営連続講座」要項

1　目的
教育の今日的課題について見識を深め，教職員としての資質の向上を図る。

2　対象者
教頭及び，おおよそライフステージⅢ・Ⅳの教員

3　日程と講座の概要
この連続講座は，管理職養成のための教育委員会各課長による自主研修会である。

【対象：教頭等】

	H 時	講 座 概 要	実施方法
G－5 第１回	5月18日(木) 18:30～20:00	・生徒指導上の諸課題（いじめ問題，安全対策，保護者対応等）について　（教育支援課）	オンライン
G－6 第２回	6月22日(木) 18:30～20:00	・人権教育の指導方法，外国人児童生徒の教育，不登校対策，虐待の対応等について ・学習指導要領がめざす教育の実現について① （教育支援課・教育指導課）	
G－7 第３回	6月29日(木) 18:30～20:00	・学習指導要領がめざす教育の実現について② （教育指導課）	
G－8	7月13日(木)	・校長に求められる資質とは　（教育委員会参事）	

評価基準
A　：　目標を達成できた
B　：　目標を概ね達成できた
C　：　目標を少し下回った
D　：　目標を大きく下回った
E　：　事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(2)就労における男女共同参画		
単位施策	1　雇用における男女の格差解消		
単位施策の内容	雇用や賃金における男女格差を是正するため、男女の均等な機会と待遇の確保、就労における男女共同参画を推進するための啓発やそれを促す仕組みの構築に努めます。		
事業No.	14	事業担当課	人事課・消防総務課
事業概要	職員の任用にあたっては、大学等での採用説明会等を実施し、採用試験における女性受験者の拡大に努めます。特に女性職員が少ない消防職において女性職員数の増加を図ります。		
男女共同参画の視点	男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案、決定及び実行に参画する機会を確保します。		
実　績 （具体的な取組内容）	鈴鹿市消防職員採用の受験を検討されている女性を対象に、女性消防士就職説明会を実施し、職務説明や女性消防士との座談会、女性施設見学等を行いました。 開催日：令和5年6月10日（土） 参加人数：3人		

目標指標：女性消防職員数

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※6	4人	4人	5人	5人	6人	5人	7人

実績についての分析、課題と今後の取組	消防職の受験者数は令和2年度をピークに年々減少し、女性の受験者数も減少しています。受験者数の増加を図るため、消防職の魅力発信に努め、今後も継続して説明会を実施します。
評　価	B

女性消防士就職説明会ポスター

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(2)就労における男女共同参画		
単位施策	1　雇用における男女の格差解消		
単位施策の内容	雇用や賃金における男女格差を是正するため、男女の均等な機会と待遇の確保、就労における男女共同参画を推進するための啓発やそれを促す仕組みの構築に努めます。		
事業No.	15	事業担当課	契約検査課・経営企画課（上下水道局）
事業概要	建設業の職場内における男女格差解消に関する意識を高めるために、入札参加資格者名簿に登録されている企業の中で落札業者に技術監理契約課・上下水道総務課で作成した啓発文書を契約書と共に配布します。		
男女共同参画の視点	建設業における意思決定の場や指導的立場への女性参画を推進するため、文章やイラストの表現について、男女共同参画に配慮します。		
実　績 （具体的な取組内容）	契約検査課・経営企画課（上下水道局）で作成した啓発文書を落札業者に契約書と共に配布しました。		

目標指標

設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	業者の規模にかかわらず、育児・介護休暇等への取組に対する意識付けができました。
評　価	B

職場における男女共同参画のための啓発文書

＊（注意）この案内は、契約書には綴じこまないでください。
職場における男女共同参画
働きやすい職場づくりで
企業の活力を
アップしましょう！
すべての人が自分らしくいきいきと生きていくことのできる「男女共同参画社会」の実現は、少子高齢化・人口減少が進む我が国にとって、社会全体で取り組むべき最重要課題と位置付けられています。

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(2)就労における男女共同参画		
単位施策	1　雇用における男女の格差解消		
単位施策の内容	雇用や賃金における男女格差を是正するため、男女の均等な機会と待遇の確保、就労における男女共同参画を推進するための啓発やそれを促す仕組みの構築に努めます。		
事業No.	16	事業担当課	産業政策課
事業概要	三重労働局（鈴鹿公共職業安定所）と連携しながら、広報すずか、市ウェブサイトなどの媒体を利用し、雇用環境における男女格差を解消するため、各種制度の周知を行います。		
男女共同参画の視点	雇用における男女格差の是正に寄与し、男女の均等な機会と待遇の確保、就労における男女共同参画を推進します。		
実　績 （具体的な取組内容）	三重労働局と締結している雇用対策協定に基づき、運営協議会の開催等により、雇用環境における男女格差を解消するための取組等について情報共有を行いました。 また、広報すずか、市ウェブサイトなどの媒体を利用し、女性の活躍推進及び両立支援に関する制度等を周知しました。		

目標指標

設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	継続した取組が必要であり、男女格差の解消に向け、今後も周知に取り組んでいきます。
評　価	B

窓口に設置したチラシの一例

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(2)就労における男女共同参画		
単位施策	2　ワーク・ライフ・バランスの推進		
単位施策の内容	少子高齢化や核家族化が進む社会の中で男女がともに生きがいを持って暮らし続けるために、働き方の見直しや多様な働き方を可能にする制度の構築など、意識啓発と仕組みづくりに努めます。		
事業No.	17	事業担当課	人事課
事業概要	近年のワーク・ライフ・バランスに対する意識の高まり、働き方に対するニーズの多様化の状況等を踏まえ、より柔軟な働き方を可能とする制度の構築を検討します。		
男女共同参画の視点	男女が職業・家庭・地域生活における活動等を両立して行うことができるようにします。		
実　績 （具体的な取組内容）	夏季休暇の取得やリフレッシュ職免の取得等について周知しました。 また、子育て支援週間（令和5年度は、7月21日（金）から27日（木）までの一週間）において年次有給休暇の取得促進について周知しました。		

目標指標：職員の年次有給休暇の年間平均取得日数

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※7	14.3日	13.1日	15.2日	15.8日	15.6日	15.0日	15.0日

実績についての分析、課題と今後の取組	年次有給休暇の年間平均取得日数は、令和3年度以降は目標値の15日を達成しています。しかしながら、職場環境によっては、取得しにくい状況もあると考えられるため、引続き庁内への周知・啓発を行います。 ワークライフバランスの実現に向けて、今後もより一層の年休取得を推進するとともに、制度を有効に活用できる各職場の環境づくりに取り組みます。
評　価	A

休暇の付与について（掲示内

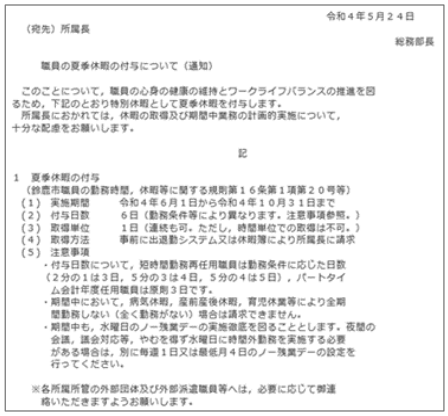

令和４年５月２４日

（宛先）所属長

総務部長

職員の夏季休暇の付与について（通知）

このことについて，職員の心身の健康の維持とワークライフバランスの推進を図るため，下記のとおり特別休暇として夏季休暇を付与します。
所属長におかれては，休暇の取得及び期間中業務の計画的実施について，十分な配慮をお願いします。

記

１　夏季休暇の付与
（鈴鹿市職員の勤務時間，休暇等に関する規則第１６条第１項第２０号等）
（１）実施期間　　令和４年６月１日から令和４年１０月３１日まで
（２）付与日数　　６日（勤務条件等により異なります。注意事項参照。）
（３）取得単位　　１日（連続も可。ただし，時間単位での取得は不可。）
（４）取得方法　　事前に出退勤システム又は休暇簿により所属長に請求
（５）注意事項
・付与日数について，短時間勤務再任用職員は勤務条件に応じた日数（２分の１は３日，５分の３は４日，５分の４は５日），パートタイム会計年度任用職員は原則３日です。
・期間中において，病気休暇，産前産後休暇，育児休業等により全期間勤務しない（全く勤務がない）場合は請求できません。
・期間中も，水曜日のノー残業デーの実施徹底を図ることとします。夜間の会議，議会対応等，やむを得ず水曜日に時間外勤務を実施する必要がある場合は，別に毎週１日又は最低月４日のノー残業デーの設定を行ってください。

※各所属所管の外部団体及び外部派遣職員等へは，必要に応じて御連絡いただきますようお願いします。

評価基準
Ａ　：　目標を達成できた
Ｂ　：　目標を概ね達成できた
Ｃ　：　目標を少し下回った
Ｄ　：　目標を大きく下回った
Ｅ　：　事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(2)就労における男女共同参画		
単位施策	2　ワーク・ライフ・バランスの推進		
単位施策の内容	少子高齢化や核家族化が進む社会の中で男女がともに生きがいを持って暮らし続けるために、働き方の見直しや多様な働き方を可能にする制度の構築など、意識啓発と仕組みづくりに努めます。		
事業No.	18	事業担当課	契約検査課・経営企画課（上下水道局）
事業概要	建設業の職場内におけるワーク・ライフ・バランスに関する意識を高めるために、入札参加資格者名簿に登録されている企業の中で落札業者に契約検査課・経営企画課（上下水道局）で作成した啓発文書を契約書と共に配布します。		
男女共同参画の視点	建設業における意思決定の場や指導的立場への女性参画を推進するため、文章やイラストの表現について、男女共同参画に配慮します。		
実　績 （具体的な取組内容）	契約検査課・経営企画課（上下水道局）で作成した啓発文書を落札業者に契約書と共に配布しました。		

目標指標：設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	業者の規模にかかわらず、ワークライフバランスへの取組に対する意識付けができました。
評　価	B

職場における男女共同参画のための啓発文書

＊（注意）この案内は，契約書には綴じこまないでください。
職場における男女共同参画
働きやすい職場づくりで
企業の活力を
アップしましょう！
すべての人が自分らしくいきいきと生きていくことのできる「男女共同参画社会」の実現は，少子高齢化・人口減少が進む我が国にとって，社会全体で取り組むべき最重要課題と位置付けられています。

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(2)就労における男女共同参画		
単位施策	2　ワーク・ライフ・バランスの推進		
単位施策の内容	少子高齢化や核家族化が進む社会の中で男女がともに生きがいを持って暮らし続けるために、働き方の見直しや多様な働き方を可能にする制度の構築など、意識啓発と仕組みづくりに努めます。		
事業No.	19	事業担当課	産業政策課
事業概要	三重労働局（鈴鹿公共職業安定所）と連携しながら、広報すずか、市ウェブサイトなどの媒体を利用し、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、各種制度や取組の周知を行います。		
男女共同参画の視点	男女がともに生きがいを持って暮らし続けるため、ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与します。		
実　績 （具体的な取組内容）	県内企業を対象とした「働き方改革アドバイザー」の無料派遣に関するチラシを窓口に設置するなど周知を行うことで、ワーク・ライフ・バランスの必要性を啓発しました。 その結果、派遣実績数は県内12社中、市内は1社となりました。		

目標指標

設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	継続した取組が必要であり、ワークライフバランスの実現に向け、今後も周知に取り組んでいきます。	窓口に設置したチラシの一例
評　価	B	

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(2)就労における男女共同参画		
単位施策	3　ライフステージに応じた就労支援		
単位施策の内容	M字カーブと呼ばれる女性の働き方の背景にある課題を検証し、子育て支援や介護支援の充実、ライフステージに応じた就労支援や啓発に取り組みます。		
事業No.	20	事業担当課	子ども政策課
事業概要	誰もが安心して結婚や妊娠、出産・子育てができるよう、子育て応援サイト「きら鈴」により、子育てに関する制度や支援についての情報発信を行い、子育てしやすい環境づくりを促進します。 また、様々な悩みを抱える一人親の就労支援のため、母子・父子自立支援員による相談やハローワークと連携し、一人親家庭の就労に繋げられるよう支援します。		
男女共同参画の視点	対象者として、男女双方を想定した内容に配慮します。 また、女性活躍推進に寄与します。		
実　績 （具体的な取組内容）	三重県北勢プロジェクトチーム主催の婚活イベントの開催市として連携を図りました。 また、ひとり親家庭への支援として、児童扶養手当の現況届時に合わせて、ハローワークの出張就労相談を実施するとともに、自立に向けた各種事業（自立支援、高等職業訓練促進給付金等）の情報提供に努めました。		

目標指標

設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	令和5年度の婚活イベントは、鈴鹿市伝統産業会館にて染料体験ができる内容で、定員を大きく上回る申込みがありました。 また、ひとり親家庭への支援であるハローワークの出張就労相談も昨年を上回る利用がありました。 今後も関係機関と連携して実施していきます。	婚活イベントチラシ
評　価	A	

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(2)就労における男女共同参画		
単位施策	3　ライフステージに応じた就労支援		
単位施策の内容	M字カーブと呼ばれる女性の働き方の背景にある課題を検証し、子育て支援や介護支援の充実、ライフステージに応じた就労支援や啓発に取り組みます。		
事業No.	21	事業担当課	子ども育成課
事業概要	適切な保育・教育環境を確保し、子育てと仕事の両立ができる環境整備を進めます。 また、広報すずかや市ウェブサイトなどで情報発信を行い、子育て中の女性も安心して働ける環境づくりを促進します。		
男女共同参画の視点	男女が、職業・家庭・地域生活における活動等を両立して行うことができるように、対象者として男女双方を想定して取り組みます。		
実　績 （具体的な取組内容）	園だよりやクラスだより、ほけんだよりなどを通じて各園での保育・教育の情報発信を行うとともに、保護者向け情報案内通知システムによる情報発信も行いました。 また、幼稚園においては、ウェブサイトを活用し、情報発信を行いました。		

目標指標

就学前児童総数に対して、教育・保育施設を利用している割合
5,688人/8,066人=70.5%

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※8	63.8%	66.3%	70.6%	69.1%	70.5%	65.5%	66.5%

実績についての分析、課題と今後の取組	園だよりやクラスだより、ほけんだよりなどを通じて各園での保育・教育の情報発信を行うとともに、保護者向け情報案内通知システム「すぐーる」による情報発信も行いました。 また、幼稚園においては、ウェブサイトを活用し、情報発信を行いました。 引き続き、各だより等により情報発信に努めます。
評　価	A

旭が丘幼稚園　ウェブサイト

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(2)就労における男女共同参画		
単位施策	3　ライフステージに応じた就労支援		
単位施策の内容	M字カーブと呼ばれる女性の働き方の背景にある課題を検証し、子育て支援や介護支援の充実、ライフステージに応じた就労支援や啓発に取り組みます。		
事業No.	22	事業担当課	長寿社会課
事業概要	介護関係の就労等に関して窓口や電話での問い合わせがあれば、三重県社会福祉協議会、鈴鹿市社会福祉協議会等を案内します。 また、広報すずかや市ウェブサイト等に、関係機関が実施する介護人材の育成や再就労を推進するための情報を掲載します。		
男女共同参画の視点	子育てや介護等で一旦仕事を離れた後でも、ライフステージに応じて、資格等を生かして職場復帰がしやすくなるよう支援や啓発を行います。		
実　績 （具体的な取組内容）	三重県社会福祉協議会等と連携して、福祉現場への新規採用や職場復帰を後押しする研修などの記事を広報すずかに掲載しました。（広報掲載回数：9回） また、介護人材の確保と育成を図るため、初任者研修費等助成制度を創設し、制度活用に向けた周知啓発を図りました。（広報掲載回数：2回、市ウェブサイト及び在宅医療介護連携支援センターすずらんウェブサイトへの掲載、関係者会議での周知、介護事業所へのチラシ配布）		

目標指標

設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	今後も市の広報やウェブサイトを活用し、三重県社会福祉協議会と連携しながら、介護職に関する就職セミナーなど介護人材の確保につながる情報の周知、啓発に努めます。また、初任者研修費等助成制度を介護事業所等に広く知っていただき、有効に活用いただくことで、介護職の人材育成及び定着につなげます。	広報すずか掲載記事 介護に関する入門的研修（Web講座） 長寿社会課 382-7935 382-7607 対　象　県内在住の介護に意欲がある介護未経験者 ※介護施設などで務めている方や介護施設などへの就職が決定している方は除きます。
評　価	B	

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(2)就労における男女共同参画		
単位施策	3　ライフステージに応じた就労支援		
単位施策の内容	M字カーブと呼ばれる女性の働き方の背景にある課題を検証し、子育て支援や介護支援の充実、ライフステージに応じた就労支援や啓発に取り組みます。		
事業No.	23	事業担当課	産業政策課
事業概要	三重労働局（鈴鹿公共職業安定所）と連携しながら、ライフステージに応じた就労支援を行うとともに、広報すずか、市ウェブサイトなどの媒体を利用し、支援制度等の周知を行います。		
男女共同参画の視点	妊娠・出産・育児期にあっても男女がともに働き続けることができるよう、ライフステージに応じた女性活躍の推進に寄与します。		
実　績 （具体的な取組内容）	三重労働局と締結している雇用対策協定に基づき、運営協議会の開催等により、女性のライフステージに応じた就労支援について、情報共有を行いました。 働き方改革アドバイザー派遣や企業で働く人のための出前講座について、窓口にチラシを設置する等により周知を行いました。		

目標指標

設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	継続した取組が必要であり、ライフステージに応じた国の支援制度について今後も周知に取り組んでいきます。
評　価	B

窓口に設置したチラシの一例

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(2)就労における男女共同参画		
単位施策	4　女性の自立・起業等への支援		
単位施策の内容	女性の就労機会を拡大するため、関係機関と連携し、スキルアップや起業に関する講座の開催、情報提供、支援制度の周知に努めます。		
事業No.	24	事業担当課	産業政策課
事業概要	鈴鹿商工会議所と連携を図り、女性の起業を支援するためのセミナーや講演会を開催するとともに、広報すずか、市ウェブサイトなどの媒体を利用して起業に関する情報提供・支援制度の周知を行います。 また、鈴鹿地域職業訓練センターほか、職業訓練を行う関係機関等との連携を図り、スキルアップにつながるような講座の周知を行います。		
男女共同参画の視点	女性の就労機会の拡大に寄与します。		
実　績 （具体的な取組内容）	鈴鹿商工会議所と連携を図り、広報すずか、市ウェブサイト等の媒体を利用して、起業に関する情報提供・支援制度の周知を行いました。併せて、無料で託児サービスを利用できる職業訓練の情報も発信しました。（掲載記事数：12件） また、鈴鹿地域職業訓練センターほか、職業訓練を行う関係機関等との連携を図り、スキルアップにつながるような講座の周知を行いました。		

目標指標

設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	創業・起業支援について、潜在的な創業希望者を掘り起こすことが課題となっています。 今後も、女性の起業者に対する支援や各種資格取得講座及び職業訓練の周知啓発に、商工会議所等の関係機関と協力して取り組んでいきます。
評　価	B

▲広報すずか掲載記事の一例

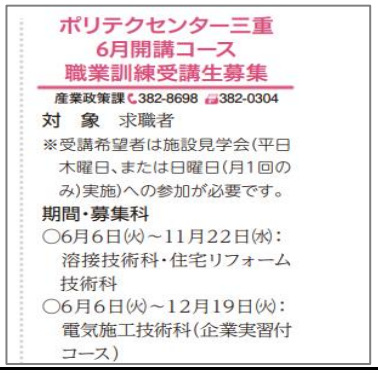
ポリテクセンター三重
6月開講コース
職業訓練受講生募集
産業政策課 382-8698 382-0304
対　象　求職者
※受講希望者は施設見学会(平日木曜日、または日曜日(月1回のみ)実施)への参加が必要です。
期間・募集科
○6月6日(火)～11月22日(水)：溶接技術科・住宅リフォーム技術科
○6月6日(火)～12月19日(火)：電気施工技術科(企業実習付コース)

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(2)就労における男女共同参画		
単位施策	4　女性の自立・起業等への支援		
単位施策の内容	女性の就労機会を拡大するため、関係機関と連携し、スキルアップや起業に関する講座の開催、情報提供、支援制度の周知に努めます。		
事業No.	25	事業担当課	農林水産課
事業概要	新規就農相談時において、女性の農業部門への就労や起業への契機となるよう、夫婦間家族協定の締結について普及啓発に努めます。		
男女共同参画の視点	夫婦や家族で取り組む農業経営について、経営方針やそれぞれの役割、就業条件などについて取り決めた家族経営協定を締結することで、仕事と生活のバランスに配慮した働き方を構築し、女性農業者が活躍できるよう支援や啓発を行います。		
実　績 （具体的な取組内容）	新規就農の相談時に、今後の農業経営方針について聞き取りを行い、該当者には家族経営協定に関する説明を行いました。		

目標指標：青年就農給付受給者における夫婦間家族協定締結の割合

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※9	5.3%	4.6%	4.3%	3.8%	3.6%	12.0%	16.1%

実績についての分析、課題と今後の取組

夫の新規就農にあたり、妻が農作業の支援をすることはあるものの、報酬や就業条件等を明確に定めた夫婦間家族協定を締結するには至っていません。

なお、計画期間中の新たな青年就農給付受給者数は9名で、うち女性は1名でした。

夫婦間家族協定の締結も含め、女性の農業分野での活躍を推進します。

家族協定　資料（農林水産省）

評　価　D

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(2)就労における男女共同参画		
単位施策	4　女性の自立・起業等への支援		
単位施策の内容	女性の就労機会を拡大するため、関係機関と連携し、スキルアップや起業に関する講座の開催、情報提供、支援制度の周知に努めます。		
事業No.	26	事業担当課	農業委員会事務局
事業概要	女性農業委員が中心となり、今後、女性農業者が活躍していくために必要なことや課題、また解決方策等について話し合い、関係機関と連携し支援体制を確立します。 また、年2回発行の農業委員会だよりにおいて、女性農業者に関するコーナーを設けるなど積極的な情報発信に努めます。		
男女共同参画の視点	企画、立案など、意思決定の場において女性の参画を推進します。		
実　績 （具体的な取組内容）	農業委員会だよりの編集委員を代表を含む2名の女性農業委員が務め、女性ならではの視点や感性を活かした誌面作りを行いました。 また、令和6年3月発行の農業委員会だよりでは、女性農業者（農村女性アドバイザー）の活動を紹介する記事を掲載し、積極的な情報発信に努めました。 女性農業委員が県内の女性農業委員と情報交換し、農業者年金の加入推進についてグループディスカッションを行いました。		

目標指標

設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	農業者が減少していく中で、貴重な労働力として、また販売戦略面において、女性農業者の役割は、ますます重要となってくることから、女性農業委員のリーダーシップのもと、女性農業者がいきいきと活躍できる環境作りへの支援をしていきます。	農業委員会だより
評　価	B	

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(2)就労における男女共同参画		
単位施策	5　育児・介護休暇等の取得促進		
単位施策の内容	男女を問わず、育児や介護を行う就労者が仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう、育児・介護休暇等の取得を促進するような仕組みづくりや意識啓発、職場の環境整備に努めます。		
事業No.	27	事業担当課	人事課
事業概要	育児や介護の休暇制度など諸制度の周知徹底と意識の啓発、また、男性の子育て目的の休暇等の取得を促進します。		
男女共同参画の視点	男女が職業・家庭・地域生活における活動等を両立して行うことができるようにします。		
実　績 （具体的な取組内容）	「休暇申請ハンドブック」及び「第2次鈴鹿市特定事業主行動計画【後期計画】」をグループウェアネットフォルダに掲載し、常に閲覧できる状態にしました。 子育て支援週間（令和5年7月21日（金）～27日（木））中に、令和4年度に実際に育児休業を取得した男性職員の体験談を公表しました。 妻に子どもが生まれた男性職員に対し、子の出生に関し男性が取得できる代表的な休暇について、個別に電子メールで案内しました。 また、各種制度の周知により、以下の実績でした。 ・短期介護休暇取得者　17人 ・平成30年度からの育児休業取得者（男性）累計　73人		

目標指標

男性職員の育児休業取得者数（累計）
（「第２次鈴鹿市特定事業主行動計画」計画期間中令和２年４月１日～令和６年３月31日に妻に子どもが生まれた男性職員の育児休業取得者を20人にする。毎年度５人ずつ）

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※10	7人	18人	39人	56人	73人	10人	20人

実績についての分析、課題と今後の取組	後期4年間について、男性職員の育児休業取得者数は毎年増加傾向にあります。 一方で、国・地方の公務員に係る男性の育児休業取得率の政府目標について、令和7年までに1週間以上の取得率を 85%、令和 12 年までに2週間以上の取得率を85%に引き上げることとされています。 今後も、更なる取得者の増加を図るため、速やかな育児休業代替職員の配置等、職場環境の整備を継続して行っていきます。
評　価	A

休暇申請ハンドブック

評価基準
A　：　目標を達成できた
B　：　目標を概ね達成できた
C　：　目標を少し下回った
D　：　目標を大きく下回った
E　：　事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(2)就労における男女共同参画		
単位施策	5　育児・介護休暇等の取得促進		
単位施策の内容	男女を問わず、育児や介護を行う就労者が仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう、育児・介護休暇等の取得を促進するような仕組みづくりや意識啓発、職場の環境整備に努めます。		
事業No.	28	事業担当課	契約検査課・経営企画課（上下水道局）
事業概要	建設業の職場内における育児・介護休暇等の取得に関する意識を高めるために、入札参加資格者名簿に登録されている企業の中で落札業者に契約検査課・経営企画課（上下水道局）で作成した啓発文書を契約書と共に配布します。		
男女共同参画の視点	建設業における意思決定の場や指導的立場への女性参画を推進するため、文章やイラストの表現について、男女共同参画に配慮します。		
実　績 （具体的な取組内容）	契約検査課・経営企画課（上下水道局）で作成した啓発文書を落札業者に契約書と共に配布しました。		

目標指標：設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	業者の規模にかかわらず、育児・介護休暇等への取組に対する意識付けができました。
評　価	B

職場における男女共同参画のための啓発文書

＊（注意）この案内は、契約書には綴じこまないでください。
職場における男女共同参画
働きやすい職場づくりで
企業の活力を
アップしましょう！
すべての人が自分らしくいきいきと生きていくことのできる「男女共同参画社会」の実現は、少子高齢化・人口減少が進む我が国にとって、社会全体で取り組むべき最重要課題と位置付けられています。

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(2)就労における男女共同参画		
単位施策	5　育児・介護休暇等の取得促進		
単位施策の内容	男女を問わず、育児や介護を行う就労者が仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう、育児・介護休暇等の取得を促進するような仕組みづくりや意識啓発、職場の環境整備に努めます。		
事業No.	29	事業担当課	子ども政策課
事業概要	保護者等が安心して育児休業等が取得できるよう、保育所等の教育・保育施設を確保しながら、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実を図ります。 放課後児童クラブの運営について、事業者と利用者が連携して児童の健全な育成を図るため、放課後児童支援員の能力向上を目指し、子どもへの理解と支援について研修を実施します。		
男女共同参画の視点	待機児童を解消し、女性が働きやすい環境づくりに寄与します。		
実　績 （具体的な取組内容）	コロナ禍により講師を招いた講義の開催を控えていましたが、令和5年度においては、鈴鹿大学短期大学部の講師を招いて放課後児童支援員等の能力向上を目的とした研修を開催いたしました。 待機児童対策として、前年度に引き続き、翌年度の新1年生の保護者を対象に放課後児童クラブ利用希望の有無についてアンケート調査を実施しました。待機児童が発生するおそれがある地区においては放課後児童クラブ関係者を含めた対策会議を開催し、令和6年度には飯野・玉垣・深伊沢地区において増設となりました。		

目標指標：放課後児童支援員の能力向上を目指し、子どもへの理解と支援についての研修の実施回数

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※11	2回	2回	3回	3回	2回	3回	4回

実績についての分析、課題と今後の取組	令和5年度に開催した放課後児童支援員等の研修では、想定を大きく上回る約100人の学童職員が参加しました。当日に参加できなかった学童職員には、録画をした講義を提供しました。 令和6年度においても継続して放課後児童クラブ利用希望のアンケートを実施して、待機児童が発生しないよう受け皿の確保に努めます。
評　価	B

支援員研修の様子

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(2)就労における男女共同参画		
単位施策	5　育児・介護休暇等の取得促進		
単位施策の内容	男女を問わず、育児や介護を行う就労者が仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう、育児・介護休暇等の取得を促進するような仕組みづくりや意識啓発、職場の環境整備に努めます。		
事業No.	30	事業担当課	産業政策課
事業概要	事業主に対して育児・介護休暇取得の推進を促すため、広報すずかなどの媒体を通じて制度等の周知啓発を行います。		
男女共同参画の視点	男女を問わず、育児や介護を行う就労者が仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与します。		
実　績 （具体的な取組内容）	出生時育児休業に関する法律の施行について広報すずかに掲載し、社内制度の確認や就業規則の見直しを企業に呼び掛けました。		

目標指標

設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	継続した取組が必要であり、育児・介護休暇取得促進に向け、今後も周知に取り組んでいきます。
評　価	B

窓口に設置したチラシの一例

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(3)地域における男女共同参画		
単位施策	1　男女がともに参画する地域活動		
単位施策の内容	自治会活動や地域づくり活動にあらゆる世代の男女がともに参画することを促進し、男女共同参画の視点に立った「自助」「共助」のまちづくりをめざします。		
事業No.	31	事業担当課	地域協働課
事業概要	地域づくりにおいて女性の視点は欠かせないため、地域づくり協議会の組織化や地域づくり研修会等の機会を捉え、その重要性を訴え、女性の地域活動への参画を呼びかけます。		
男女共同参画の視点	自助共助のまちづくりを推進するために、年齢及び男女等に関わらず多様性を尊重します。		
実　績 （具体的な取組内容）	組織運営力の向上、団体の課題解決のきっかけとなるような講座や交流会として、『つながる』をテーマの「つながろう鈴鹿ネットワーク」を開催しました。 市民活動団体の運営力向上につながる事業計画の立て方、補助金申請、情報発信について講座を実施し、年齢性別を問わず多様な参加者によるグループワークを含めた学びの場を提供しました。		

目標指標

設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	協働のまちづくりを実現するためには、男女・年齢を問わず、地域づくりへの意識や団体力の向上が不可欠であり、市としてその機会を提供していきます。	つながろう鈴鹿ネットワーク　案内チラシ
評　価	B	

評価基準

A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(3)地域における男女共同参画		
単位施策	1　男女がともに参画する地域活動		
単位施策の内容	自治会活動や地域づくり活動にあらゆる世代の男女がともに参画することを促進し、男女共同参画の視点に立った「自助」「共助」のまちづくりをめざします。		
事業No.	32	事業担当課	スポーツ課
事業概要	スポーツを推進していくにあたり、地域における健康づくり・体力づくりについては、女性の視点も重要であるため、女性の参画を呼びかけます。		
男女共同参画の視点	三重県スポーツ推進委員協議会役員や北勢スポーツ推進委員協議会役員としてスポーツ推進委員を派遣し、女性の活躍の場を提供します。		
実　績 （具体的な取組内容）	女性のスポーツ推進委員を三重県スポーツ推進委員協議会役員に2名、北勢スポーツ推進委員協議会役員に2名派遣しました。		

目標指標：スポーツ推進委員の女性の占める割合

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※12	21.0%	21.0%	18.6%	16.9%	18.2%	23.0%	25.0%

実績についての分析、課題と今後の取組	男女関わらず就任していただける人が不足しており、女性委員の人数に変化はなかったが、総数が減ったことから、女性の占める割合が若干増えました。 成り手不足により人員の確保も厳しい状況にありますが、引き続き、女性が運動・スポーツに参加しやすい環境づくりのため、女性登用を啓発していきます。	スポーツ推進委員
評　価	C	

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(3)地域における男女共同参画		
単位施策	2　防災分野における男女共同参画の推進		
単位施策の内容	災害対策や復興支援の場に必要な男女共同参画の視点を広めることで、多様なニーズに対応できる防災体制の構築に努めます。		
事業No.	33	事業担当課	防災危機管理課
事業概要	自主防災組織における女性役員の拡大を働きかけるとともに、地域で防災研修会を行う際に、男性だけでなく女性の参加を呼びかけます。 また、講習テーマに女性にあった内容を取り入れ、自治会や自主防災隊、公民館講座、小・中学校PTA等に向けて防災研修会を実施し、災害対応における女性視点の重要性を啓発します。		
男女共同参画の視点	災害時に被災する可能性は男女とも同じであり、避難所において男女それぞれが支障なく過ごすためには、それぞれの視点からの配慮が必要です。 防災研修会は、高齢男性の参加が多い傾向にあるため、防災啓発や訓練の実施にあたっては、性別にとらわれず参加できるよう工夫し、意識の醸成を図っています。		
実　績 （具体的な取組内容）	令和5年度は防災研修会を104回実施し、うち女性主体の防災研修会を13回実施しました。また、PTAや事業所における防災研修会等の実施により、女性視点での災害対応の重要性について周知・啓発に取り組みました。		

目標指標：女性主体の防災研修会数（目標値10回／年）の達成率

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※13	50.0%	60.0%	70.0%	230.0%	130%	80.0%	100.0%

実績についての分析、課題と今後の取組	女性主体の防災研修会を13回開催し、目標値を上回りました。 また、令和5年度の研修会104回のうち、女性の参加者が概ね半数以上あった研修会は71回（全体の68%）あり、女性の参加が増えています。 今後も取組を継続していきます。
評　価	A

防災研修会の様子

評価基準
- A ： 目標を達成できた
- B ： 目標を概ね達成できた
- C ： 目標を少し下回った
- D ： 目標を大きく下回った
- E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(3)地域における男女共同参画		
単位施策	2　防災分野における男女共同参画の推進		
単位施策の内容	災害対策や復興支援の場に必要な男女共同参画の視点を広めることで、多様なニーズに対応できる防災体制の構築に努めます。		
事業No.	34	事業担当課	中央消防署
事業概要	地域防災の中核として重要視されている消防団は、災害活動だけでなく、自主防災組織等が実施する防災訓練や、市民が幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育等における防災教育の指導的役割を担っています。防災訓練や防災教育へ指導的な立場で、男性団員とともに女性団員が参画することで、地域防災分野への女性の参画・活躍の重要性を意識付けます。		
男女共同参画の視点	自治会等が実施する防災訓練の指導は、その地区の消防分団が実施しています。各地区に組織されている男性消防団員と異なり、女性消防団員は担当の地区を持っていないことから、訓練の指導に人員等が必要な場合は、積極的に女性消防団員に参加してもらうよう各分団に呼びかけを行っています。		
実　績 （具体的な取組内容）	女性消防団員は、住民、学校、事業所等を対象とした救命講習に129回、人形劇、紙芝居、防災劇を通して予防救急や防災意識の向上を図ることを目的とした啓発活動に37回、自治会や自主防災隊等への防災訓練指導に23回と、幅広い年齢層に対して様々な場において防災指導を行いました。		

目標指標

消防団員が指導的役割で参画した、自主防災組織等が実施する防災訓練及び学校等での防災教育の回数に対する女性消防団員が指導者として参画した回数の割合
防災訓練等での指導回数　255回
防災訓練等での指導回数の内、女性消防団員が指導者として参画した回数　189回
189÷255 ＝74.1(%)

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※14	61.1%	45.0%	73.8%	69.2%	74.1%	63.0%	65.0%

実績についての分析、課題と今後の取組

今年度は消防団員が指導的役割で参画した防災訓練等の回数が昨年度よりも大幅に増えたことから、女性消防団員が指導者として参画した回数の割合は、昨年度実績値を上回りました。鈴鹿市消防団員全体に占める女性消防団員の割合が微増の約4.3%と依然、少ない中、目標値を上回る高い値を維持できています。
大規模災害時には、女性の特性を活かした活動が多岐にわたり期待されていることから、女性の視点を取り入れた避難所運営や災害時の避難所支援などに女性消防団員が関われるよう、今後研修等を実施していきます。

防災訓練での救急法指導風景

評　価　**A**

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(4)家庭における男女共同参画		
単位施策	1　家庭生活で育む男女共同参画		
単位施策の内容	社会の最小単位である家庭において、日々の営みを通じて男女共同参画の意識を育むことで、社会全体の男女共同参画意識の底上げを図ります。		
事業No.	35	事業担当課	文化振興課
事業概要	PTA家庭教育研修会で男女共同参画課の出前講座を紹介して、各学校のPTA事業等の中で男女共同参画の観点を盛り込んだ講座を実施できるよう努めます。 当課主幹の事業である親なびワーク、パパ・ママワークでは、依頼内容に応じて男性の子育ての視点を取り入れるよう努めます。		
男女共同参画の視点	幼稚園、小中学校のPTA家庭教育学級代表へ、家庭教育学級の学習事業に男女共同参画講座を取り入れて頂くことで、各家庭の日々の営みを通じて男女共同参画の意識を育み、社会全体の男女共同参画意識の底上げを図ります。		
実　績 （具体的な取組内容）	PTA家庭教育研修会で各園・小中学校のPTA事業の中で男女共同参画の観点を盛り込んだ出前講座を実施できるよう紹介しました。また、当課主管の事業である親なびワーク、パパ・ママワークでは、依頼内容に応じて男女共同参画の視点を取り入れるようにしました。		

目標指標

設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	PTA家庭教育研修会を開催し、29名の参加がありました。「子どもたちの気になる様子について」を講演され、男女共同参画の観点も盛り込まれた講座となりました。親なびワーク、パパ・ママワークは、今度も男女共同の子育ての視点を取り入れるよう努めます。
評　価	B

親なびワーク、パパ・ママワーク風景

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(4)家庭における男女共同参画		
単位施策	1　家庭生活で育む男女共同参画		
単位施策の内容	社会の最小単位である家庭において、日々の営みを通じて男女共同参画の意識を育むことで、社会全体の男女共同参画意識の底上げを図ります。		
事業No.	36	事業担当課	子ども政策課
事業概要	主に0歳から3歳までの乳幼児を持つ子育て中の親同士が集うことができる地域子育て支援拠点事業等の充実を図り、各家庭の置かれた状況に関わらず、安心して子どもを産み育てることができるよう、地域交流の場の提供を行います。 また、行事を実施する保育所等の主催団体がイベントカレンダーに行事を記載しているほか、子育てに関する制度や支援についての情報提供を行っています。		
男女共同参画の視点	定期的に育児男子のつどい等のイベントを開催する等、参加者が男女双方を想定した内容に配慮します。		
実　績 （具体的な取組内容）	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・つどいの広場）について分かりやすい紹介チラシを作成し、効果的な情報発信に努めるとともに、地域子育て支援拠点事業の認知度を高め、利用促進を図りました。 また、子育て情報紙バンビーキッズに「お父さんの子育て」について掲載し、お父さんが積極的に子育てに関わることによる効果や、お父さん向けのイベントやお父さんの声などを紹介し、男性の育児参加の促進に努めました。		

目標指標

地域子育て支援拠点施設利用者数（年間延べ人数）
（子育てに関する知識・情報が共有され、安心して子育てができる環境づくりに寄与することになる）

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※15	103,176人	58,290人	57,288人	58,198人	72,323人	107,000人	113,000人／年

実績についての分析、課題と今後の取組

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられ、令和5年5月に利用定員の制限を解除し、緩やかに利用者は増えましたが、目標値には届きませんでした。ただ、地域子育て支援施設の認知度は子育て世帯に定着してきており、事業を必要とする市民に届くよう、子育て情報誌やリーフレット等さまざまな媒体を使って、積極的な周知を行っていきます。
また、子育て情報を広く周知する拠点として市役所1階市民ロビーにすずっこインフォメーションスペースを設置し、効果的な情報発信に努めます。

子育て支援センター・つどいの広場紹介

評　価	C

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(4)家庭における男女共同参画		
単位施策	1　家庭生活で育む男女共同参画		
単位施策の内容	社会の最小単位である家庭において、日々の営みを通じて男女共同参画の意識を育むことで、社会全体の男女共同参画意識の底上げを図ります。		
事業No.	37	事業担当課	教育指導課
事業概要	自分も家庭生活を支える一員であるという自覚をもち、生活をよりよくしようとする態度を養うため、家庭科等の教育活動全体を通じて、社会の一員として男女共同参画を重んじる態度を育成します。		
男女共同参画の視点	性別に関わらず、一人ひとりが「家庭生活を支える一員である」という自覚を持って、自分の役割を果たすことが大切であることを、子どもたち自身が気付いたり、学んだりする機会をもちます。		
実　績 （具体的な取組内容）	家庭科での「家族・家庭生活」の内容、道徳科での「家族愛、家庭生活の充実」の内容項目を中心とし、教育活動全体を通じて学びの機会を設定しました。 栄養教諭等と連携した「食に関する授業」を実施したり、三重の地物を使った「朝食メニューコンクール」に応募したりしました。 令和5年度　朝食メニューコンクール参加校　小学校6校　中学校5校		

目標指標

全国学力・学習状況調査の児童質問紙・生徒質問紙において「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合
(※)令和5年度から「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」に設問が変更されています。

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※16	40.4%	未実施	45.6%	45.2%	72.6%	60.5%	61.5%

実績についての分析、課題と今後の取組

昨年度より27.4ポイント増加し、令和5年度の目標値を大きく上回りました。コロナ禍を経て、地域とのつながりの大切さを意識する機会が増え、地域貢献意識が向上したと考えられます。また、児童生徒質問紙の設問内容が変更(※)されたことも要因の一つであると考えられます。引き続き、家庭科や道徳科を中心として、教育活動全体を通じて指導をしていくことにより、地域の人々と関わることで家庭生活はより豊かになることを子どもたちが理解することが重要です。

朝食メニューコンクール　チラシ

評　価　**A**

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(4)家庭における男女共同参画		
単位施策	2　男性の家庭参画を促進する学習機会の充実		
単位施策の内容	性別役割分担意識の解消とともに、人口構造や家族形態などにより変化するライフスタイルに対応できるよう、男性の家事・育児・介護に関する情報提供や学習機会の充実に取り組みます。		
事業No.	38	事業担当課	地域協働課
事業概要	公民館講座やサークル活動において、男性の家庭参画を促す事業を実施するとともに、男性の家庭参画啓発のためのポスター掲示やチラシ配架等を行うことで、性別役割分担意識の解消に努めます。		
男女共同参画の視点	男性が男女共同参画を理解することにより、家庭参画にも積極的となり、地域住民の一人としても性別役割分担意識の解消ができます。		
実　績 （具体的な取組内容）	男性の家庭参画を促す行事、研修会等のポスターの掲示やチラシの配架などによる啓発を行いました。1館で新たに企画し、公民館の講座で3館、サークルで6館の男性料理講座を実施しました。また、既存の事業やサークルへの男性の参加を呼びかけました。		

目標指標

男性の家庭参画を促す事業を実施する公民館数（全31館）
（男性の家庭参画を促す事業が増えることにより、地域住民に対する男女共同参画の周知や理解が高まることから）

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※17	12館	未実施	未実施	7館	9館	16館	20館

実績についての分析、課題と今後の取組	令和4年度の実績は、施設の利用が可能となった9か月間で評価しました。 令和5年度は、新型コロナウィルス感染症の扱いが5類に引き下げられたものの、感染懸念が払拭されておらず、実績が目標値の50%を下回ったことから、D評価としました。料理だけではなく家庭参画を促す講座内容を検討する必要があります。
評　価	D

料理教室の様子

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(4)家庭における男女共同参画		
単位施策	2　男性の家庭参画を促進する学習機会の充実		
単位施策の内容	性別役割分担意識の解消とともに、人口構造や家族形態などにより変化するライフスタイルに対応できるよう、男性の家事・育児・介護に関する情報提供や学習機会の充実に取り組みます。		
事業No.	39	事業担当課	図書館
事業概要	家事、育児参画について、男性、女性の双方が理解を深める図書資料の提供を図ります。 家事、育児参画に関連する事業において、男性が参加しやすい環境に努め、学習機会や子どもとともに過ごす機会の提供を図ります（映画会、こどもシアター、おはなし会等）。		
男女共同参画の視点	男性の家事・育児・介護に関する情報提供や学習機会の充実を図ります。		
実　績 （具体的な取組内容）	子育て支援コーナーにて、男性と女性双方が、育児参画への理解を深められる図書資料の提供を行いました。 関連事業については、男性と女性双方が参画可能な、おはなし会及びこどもシアター実施しました。		

目標指標：家事、育児参画に関連する事業における男性の参加率

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※18	6.0%（H31）	未実施	15.8%	14.7%	15.7%	8.0%	10.0%

実績についての分析、課題と今後の取組	目標値は達成できていますので、今後も子育て世代が、興味を抱くような子育て支援コーナーの充実を図り、子どもと一緒に利用ができ、過ごしやすい環境づくりに努めます。
評　価	A

本館1階 子育て支援コーナー風景

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(4)家庭における男女共同参画		
単位施策	2　男性の家庭参画を促進する学習機会の充実		
単位施策の内容	性別役割分担意識の解消とともに、人口構造や家族形態などにより変化するライフスタイルに対応できるよう、男性の家事・育児・介護に関する情報提供や学習機会の充実に取り組みます。		
事業No.	40	事業担当課	子ども政策課
事業概要	子育て応援サイト「きら鈴」により、男性の育児参画情報や子育て支援センター各種イベント情報などを発信し、結婚後の不安感の軽減と子育て世代が子育てしやすい環境づくりを促進します。 また、スマートフォンへの対応を図り、利便性を向上させることでより効果的な情報発信を目指します。		
男女共同参画の視点	子育て応援サイト「きら鈴」の閲覧者として、男女双方を想定した内容に配慮します。		
実　績 （具体的な取組内容）	子育て応援サイトきら鈴にお父さん向けの記事を掲載し、男性の育児参画の促進に努めました。 子育てに関する講座の様子について市ウェブサイトに掲載するとともに、子育て応援サイトきら鈴や市の公式LINEで情報発信を行いました。		

目標指標

設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	手軽に子育て情報を得ることができるサイトなどへの掲載を行うことで、男性の育児参画の促進に繋がった。 各種イベントや講座など、様々な場面や媒体を通じて積極的な周知を行うとともに、本市の子育て情報について分かりやすい発信に努めます。	鈴鹿市公式LINE画面
評　価	A	

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(4)家庭における男女共同参画		
単位施策	2　男性の家庭参画を促進する学習機会の充実		
単位施策の内容	性別役割分担意識の解消とともに、人口構造や家族形態などにより変化するライフスタイルに対応できるよう、男性の家事・育児・介護に関する情報提供や学習機会の充実に取り組みます。		
事業No.	41	事業担当課	長寿社会課
事業概要	認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症サポーター養成講座を実施し、男女を問わず、認知症の理解を深め、認知症高齢者の見守り活動の促進に努めます。		
男女共同参画の視点	男性の介護への参加を促すことで、家庭における男女共同参画の推進に寄与します。		
実　績 （具体的な取組内容）	地域の集いの場をはじめ、教育現場や職場等で講座を開催し、男性に対しても認知症や介護に対する学習機会の充実に取り組みました。 令和5年度は、大学や「認知症フレンドリーシティ鈴鹿」パートナー登録事業者に対し、講座を実施しました。		

目標指標

認知症サポーター数のうち男性の割合
（算出方法は、認知症サポーター養成講座のアンケート結果を用います。）

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※19	43.5%	43.5%	52.6%	47.3%	39.2%	47.4%	50.0%

実績についての分析、課題と今後の取組	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症サポーター養成講座を実施しました。令和5年度については、受講したサポーター数は着実に増加しているものの、参加団体の女性比率が高かったことから、指標値は下がる結果となりました。 今後、認知症サポーター養成講座を開催しサポーター総数の増加を図るとともに、男性参加者の増加にも努めながら、男女とも社会の一員として地域共生社会の実現を目指します。
評　価	C

講座の様子

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(4)家庭における男女共同参画		
単位施策	2　男性の家庭参画を促進する学習機会の充実		
単位施策の内容	性別役割分担意識の解消とともに、人口構造や家族形態などにより変化するライフスタイルに対応できるよう、男性の家事・育児・介護に関する情報提供や学習機会の充実に取り組みます。		
事業No.	42	事業担当課	健康づくり課
事業概要	男性の育児情報を提供するため、妊娠届出時の母子手帳の交付時に、父子手帳の交付と説明を行います。又、妊娠期、夫婦で参加できる「プレパパママ教室」を実施し、学習機会の充実に努めます。		
男女共同参画の視点	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男性の家事や育児への参画を促すため対象者として男女双方を想定します。双方にとって参加、参画しやすい雰囲気の醸成に努めます。		
実　績 （具体的な取組内容）	妊娠届出者数1,333人のうち、父子健康手帳を希望された912人の方へ手帳を交付しました。また、プレパパママコースの教室においても希望者1人に父子健康手帳を交付しました。（68.5%） プレパパママコースは日曜日の開催であり、教室参加者のうち、97.2%の方が夫婦での参加でした。		

目標指標：父子健康手帳の交付率（父子健康手帳／妊娠届出数）

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※20	47.0%	53.2%	71.2%	68.8%	68.5%	48.0%	50.0%

実績についての分析、課題と今後の取組	妊娠届出時に来所する妊婦の方と付き添いのパートナーへ、母子健康手帳とともに、父子健康手帳を紹介・交付することで、父親の育児参加・父性の意識高揚の機会を増やすことができました。プレパパママコースについて日曜日の開催としていることもあり夫婦での参加が大半を占めています。今後も継続して男性の育児参画を支援していきます。
評　価	A

母子健康手帳，父子健康手帳

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(5)教育における男女共同参画		
単位施策	1　人権尊重意識を高める教育・保育の充実		
単位施策の内容	ジェンダーの視点に立った教育・保育で、互いを認め合う人権意識を醸成するとともに、指導者に対して社会情勢に応じた研修機会の充実や情報提供に努めます。		
事業No.	43	事業担当課	子ども育成課
事業概要	子ども一人ひとりが、国籍、出生、性別等で差別されることなく、平等に権利が尊重され、障がい、虐待、貧困等の問題が解決されるよう、すべての子育て家庭を支援する視点に立った取組を進めます。 そして、担い手である保育士・幼稚園教諭の人材確保、専門性の向上を図ります。		
男女共同参画の視点	性別により差別されることなく、個人としての能力が発揮できる機会を確保するため、ジェンダーに起因する課題解決や人権尊重に寄与します。		
実　績 （具体的な取組内容）	人権を尊重した教育・保育実施のため、毎年、市内公私立保育所（園）及び幼稚園職員を対象とした市主催による人権保育全体研修会を計画し、全体研修会を開催しました。また、各園の園児の年齢別研修、人権保育推進研修、外国人加配研修も実施しました。		

目標指標：人権（障がい、虐待、貧困等含む）研修会への参加人数（年18回）

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※21	362人	73人	325人	351人	595人	395人	420人

実績についての分析、課題と今後の取組	3年ぶりに人権保育全体研修会を開催しました。また、各園の園児の年齢別研修、人権保育推進研修、外国人加配研修を実施しました。 今後についても、積極的に研修を行っていきます。
評　価	A

人権保育推進研修　R5.5.23

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(5)教育における男女共同参画		
単位施策	1　人権尊重意識を高める教育・保育の充実		
単位施策の内容	ジェンダーの視点に立った教育・保育で、互いを認め合う人権意識を醸成するとともに、指導者に対して社会情勢に応じた研修機会の充実や情報提供に努めます。		
事業No.	44	事業担当課	学校教育課
事業概要	男女共同参画の意識を深め、指導の充実を図るため、教職員や保育士等に対する研修を実施します。 保育・教育に携わる教職員が男女平等・男女共同参画社会について正しく理解できるように、各学校・園の管理職に対して研修の実施を働きかけ、男女共同参画への意識向上に向けた学校教育・保育の充実を図ります。		
男女共同参画の視点	教職員が、男女参画社会について正しく理解し、意識を深めます。		
実　績 （具体的な取組内容）	各小中学校において教職員が男女平等・男女共同参画社会について正しく理解し、深められるよう、研修実施を働きかけました。 校園長会において、各学校・園の管理職に対し、女性管理職の育成や登用推進に向けて、女性の「能力発揮やキャリア形成」に関する取組を周知しました。		

目標指標

設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	今後も教職員の男女平等・男女共同参画社会への理解を深められるよう、各校の働きかけを継続する必要があると考えます。 そのため校園長会において、男女共同参画に係る女性管理職の推進、共同参画の研修を学校で実施するように働きかけます。
評　価	**B**

令和5年度　学校経営連続講座

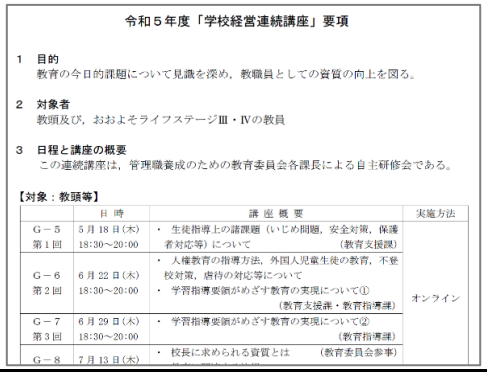

令和５年度「学校経営連続講座」要項

1　目的
教育の今日的課題について見識を深め，教職員としての資質の向上を図る。

2　対象者
教頭及び，おおよそライフステージⅢ・Ⅳの教員

3　日程と講座の概要
この連続講座は，管理職養成のための教育委員会各課長による自主研修会である。

【対象：教頭等】

	日 時	講 座 概 要	実施方法
G－5 第１回	5月18日(木) 18:30～20:00	・ 生徒指導上の諸課題（いじめ問題，安全対策，保護者対応等）について　（教育支援課）	オンライン
G－6 第２回	6月22日(木) 18:30～20:00	・ 人権教育の指導方法，外国人児童生徒の教育，不登校対策，虐待の対応等について ・ 学習指導要領がめざす教育の実現について① （教育支援課・教育指導課）	
G－7 第３回	6月29日(木) 18:30～20:00	・ 学習指導要領がめざす教育の実現について② （教育指導課）	
G－8	7月13日(木)	・ 校長に求められる資質とは　（教育委員会参事）	

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(5)教育における男女共同参画		
単位施策	1　人権尊重意識を高める教育・保育の充実		
単位施策の内容	ジェンダーの視点に立った教育・保育で、互いを認め合う人権意識を醸成するとともに、指導者に対して社会情勢に応じた研修機会の充実や情報提供に努めます。		
事業No.	45	事業担当課	教育指導課
事業概要	幼稚園においては、男女が一緒になって、楽しく遊ぶ活動を取り入れたり、学級全体で行う活動では男女にとらわれることなく、自分らしさを発揮できるような経験をさせたりして、男女共同参画の素地を養うとともに、小中学校においては、道徳の時間を中心にして、教育活動全体を通じて、男女が協力することや互いを尊重することの大切さを考える授業を実践し、男女の人権尊重意識を高める取組を進めます。 男女の人権尊重意識を高める教育・保育の充実に向け、道徳教育や人権教育等をテーマにした研修講座を開催します。		
男女共同参画の視点	「人権教育」の研修会では、教師自身や子どもたちの、思いや行動を改めて見つめ直すことの大切さを学び、子どもたち同士が思いを伝え合える、どの子にも光が当たる学級づくりの重要性を再確認します。 また、「道徳」の研修会では、教材に出てくる登場人物の行動のもとになった感情の、見方・考え方を議論する大切さや、状況理解ではなく、登場人物に自分を置き換えて、感情のもとになる考えに気づくことの大切さを学びます。		
実　績 （具体的な取組内容）	市内教職員を対象として、大学等から講師を招き、道徳教育や人権教育をテーマにした研修会を、年5回開催しました。 ＜道徳教育＞ ・7/21(金)「考え、議論する道徳」参加20人（小8校・中1校） ＜人権教育＞ ・7/25（火）「教育的に不利な環境のもとにある子どもを中心に据えた取組について」参加38人（小14校） ・7/27（木）「2022年度神戸小学校の実践および校内研修体制づくりについて」参加37人（幼1園・小9校・中2校） ・8/24（木）「部落問題に学び、取組につなげるために」参加28人（小14校・中5校） ・8/25（金）「なかまづくりを基盤とした『個別的な人権問題を解決するための取組』について～指導資料等の活用～」参加31人（幼校・小16校・中2校）		

目標指標：道徳教育や人権教育等をテーマにした研修講座の受講校園の割合（令和5年度：小30校、中10校、幼6園　計46校園）

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※22	74.5%	22.0%	100.0%	83.3%	73.9%	82.0%	86.0%

実績についての分析、課題と今後の取組	令和5年度は、受講校園の割合が令和4年度から減少し、目標値には届かない結果となりましたが、人権教育に関する研修を4回、道徳教育に関する研修を1回実施し、人権尊重意識を高めることができました。 今後は受講校園の割合を増加させていくとともに、受講後アンケートを基にして、講座の理解度が100%になるような研修会を企画していきます。	人権教育研修講座
評　価	B	

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(5)教育における男女共同参画		
単位施策	1　人権尊重意識を高める教育・保育の充実		
単位施策の内容	ジェンダーの視点に立った教育・保育で、互いを認め合う人権意識を醸成するとともに、指導者に対して社会情勢に応じた研修機会の充実や情報提供に努めます。		
事業No.	46	事業担当課	教育支援課
事業概要	教職員を対象に、女性の人権や性的マイノリティーの人権に係る問題を解決するための人権教育研修会を社会情勢に応じた内容で開催します。 また、各幼稚園、小中学校に対して、県内で開催される女性の人権にかかる研修会や講演会の情報提供を行います。		
男女共同参画の視点	ジェンダーに起因する課題解決や多様性の尊重に寄与します。		
実　績 （具体的な取組内容）	４月25日（火）、人権教育推進担当者会において、女性の人権や性的マイノリティーの人権に係る問題を解決するための取組等を掲載した教職員用ネットワーク内の「人権教育サイト」を紹介し、授業に活用できるよう周知しました。教職員40人参加。 また、令和3年４月に施行した「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」についても情報提供しました。 三重県教育委員会、三重県人権センター等が主催する研修会の案内を送付し周知しました。		

目標指標：設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	性的マイノリティの人権に係る問題を解決するための取組を行う教員が増えてきています。 来年度は、性的マイノリティーの人権に係る問題を解決するための取組紹介等、授業実践につながる研修を行いたいと考えています。 今後も、女性の人権や性的マイノリティーの人権に係る問題を解決するための取組等を教職員用ネットワーク内の「人権教育サイト」に掲載し実践につなげたいと考えています。	人権教育推進担当者会　提示資料 **個別的な人権問題を解決するための教育** ○部落問題を解決するための教育 ○障がい者の人権に係わる問題を解決するための教育 ○外国人の人権に係わる問題を解決するための教育 ○子どもの人権に係わる問題を解決するための教育 ○女性の人権に係わる問題を解決するための教育 ○様々な人権に係わる問題を解決するための教育 （高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の人、性的マイノリティ、ホームレス等の人権に係わる問題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題等 など）
評　価	A	

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(5)教育における男女共同参画		
単位施策	2　多様な選択を可能にする教育・学習の充実		
単位施策の内容	ジェンダーに基づく固定観念にとらわれず、個々の個性や能力、希望に応じた進路の選択ができるよう、キャリア教育の充実や保護者等に向けた啓発に努めます。		
事業No.	47	事業担当課	子ども育成課
事業概要	乳幼児期は遊びや生活における身体的・具体的な体験を通じて、生涯にわたる人格形成の基盤を培う重要な時期です。このため、この時期に個々の個性や能力を認めあう保育や教育を行うとともに、小学生と交流する機会を設けるなど、小学校との積極的な連携により、円滑な接続を図ります。		
男女共同参画の視点	性別により差別されることなく、個人としての能力が発揮できる機会を確保するために、男女双方にとって参加しやすいように配慮します。		
実　績 （具体的な取組内容）	重要な人格形成の基盤を培う乳幼児期に必要な保育・教育を行うため、市内公私立保育所（園）及び幼稚園職員を対象とした市主催による乳幼児全体研修会、保健研修会を計画し、実施しました。 また、小学校との交流を行い、保育所保育指針及び幼稚園教育要領の改定内容も踏まえながら、継続的に効果的な保育、教育の実施を図りました。		

目標指標

園児と小学生との交流活動実施率
7園／ 16園 =43.8%

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※23	85.7%	30.0%	21.0%	38.9%	43.8%	92.0%	100.0%

実績についての分析、課題と今後の取組	市内公私立保育所（園）及び幼稚園職員を対象とした市主催による乳幼児全体研修会、保健研修会を計画し、実施しました。 また、感染症に注意を図りながら小学校との交流活動を実施しました。 今後についても、感染症対策を講じながら積極的に小学校との交流に取り組みます。
評　価	D

一ノ宮小学校との交流

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(5)教育における男女共同参画		
単位施策	2　多様な選択を可能にする教育・学習の充実		
単位施策の内容	ジェンダーに基づく固定観念にとらわれず、個々の個性や能力、希望に応じた進路の選択ができるよう、キャリア教育の充実や保護者等に向けた啓発に努めます。		
事業No.	48	事業担当課	教育指導課
事業概要	将来に向けて自立し、個人の能力や個性にあった生き方を選択することの理解促進を図るため、キャリア教育を通して、幼い頃から家庭で自立に対する考え方を意識するようにしていきます。 また、男性向け・女性向けとされる職種にとらわれることなく働いている人や、大学等で専門的に学んでいる人を紹介することで、性別は進路を決定する要因にならないことへの理解を深めます。 小中学校では、各学校においてキャリア教育の目標及び年間指導計画を作成し、多様な他者の考えや立場を理解する力を育みます。 職場体験学習の充実を図ることで、児童生徒の学習意欲を喚起するとともに多様な生き方を学ばせ、夢や目標をもち主体的に進路を選択する態度を育成します。		
男女共同参画の視点	将来に向けて自立し、性別に関わらず、個人の能力や個性にあった生き方を選択する力を育成します。 また、働くことに対する具体的なイメージをもち、望ましい勤労観や職業観を育成します。		
実　績 （具体的な取組内容）	全小中学校において、キャリア教育の年間指導計画を作成し、計画的・系統的な取組を進めました。 本年度は4年ぶりに全中学校で職場体験学習が実施できました。他にも、オンラインで企業見学会を行ったり、ロータリークラブと連携したキャリア教育等を実施したり、各校で子どもたちの実態に応じたキャリア教育を実施することができました。		

目標指標：全国学力・学習状況調査の児童質問紙・生徒質問紙において「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※24	76.2%	73.7%	72.9%	70.6%	71.1%	85.5%	86.5%

実績についての分析、課題と今後の取組	予測困難な時代を生きる子どもたちに、キャリア教育を通じて多様な生き方を学ばせ、将来への希望を持てるようにしていく必要があります。 今後も社会の現状、各校の子どもたちの実態に合わせて、キャリア教育を推進していきます。	大木中学校でのオンラインキャリア教育の様子
評　価	B	

評価基準
- A ： 目標を達成できた
- B ： 目標を概ね達成できた
- C ： 目標を少し下回った
- D ： 目標を大きく下回った
- E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(5)教育における男女共同参画		
単位施策	2　多様な選択を可能にする教育・学習の充実		
単位施策の内容	ジェンダーに基づく固定観念にとらわれず、個々の個性や能力、希望に応じた進路の選択ができるよう、キャリア教育の充実や保護者等に向けた啓発に努めます。		
事業No.	49	事業担当課	教育支援課
事業概要	各学校において、文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」資料に基づいた指導力向上の研修等の実施に向けて周知を図ります。		
男女共同参画の視点	ジェンダーに基づく固定観念にとらわれず、さらに性的志向や性自認に係るきめ細かな対応が必要であり、その周知・啓発を図ります。		
実　績 （具体的な取組内容）	市内小中学校20校が「女性の人権」または「性的マイノリティの人権」を取り上げた教職員研修等を実施しました。 教職員用のネットワーク内の「人権教育サイト」に、『県教委作成の人権学習指導資料「性的マイノリティの人権」』を掲載し、授業や教職員研修等への活用を図りました。また、三重県教育委員会等が主催する研修会の案内を送付し周知しました。		

目標指標：設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	「女性の人権」「性的マイノリティの人権」を取り上げた研修会等を実施する学校が増えています。 今後も文部科学省資料や県教委作成資料等、実践につながる研修資料の情報提供を行っていきます。
評　価	A

人権教育サイト

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(5)教育における男女共同参画							
単位施策	3　メディア・リテラシーの向上							
単位施策の内容	メディアから発せられる様々な情報を、自ら判断し読み解くことができるよう、メディア・リテラシーを向上するための啓発活動や学習会等の充実、情報提供を行います。							
事業No.	50	事業担当課	子ども育成課					
事業概要	保育所又は幼稚園を利用する保護者に向けて、子どもの心身の発達に影響を及ぼす恐れのあるパソコン、携帯電話、ゲーム等の電子メディアとの上手な関わり方について、保護者向け「たより」等を活用して情報提供を行います。 また、情報セキュリティ、情報モラル、メディア・リテラシー等の問題について、保育士又は幼稚園教諭同士が、職員会議や園内研修において議論を深めたり、情報共有を図ります。							
男女共同参画の視点	性別により差別されることなく、個人としての能力が発揮できる機会を確保するために、男女双方にとって参加しやすいように配慮します。							
実　績 （具体的な取組内容）	保育所又は幼稚園を利用する保護者に向けて、子どもの心身の発達に影響を及ぼす恐れのあるパソコン・携帯電話・ゲーム等の電子メディアとの上手な関わり方について、保護者向け「たより」等を活用して情報提供を行いました。 また、情報セキュリティ、情報モラル、メディア・リテラシー等について、保育士又は幼稚園教諭同士が、職員会議や園内研修においてメディア機器への理解を深めたり、情報共有を図りました。							
目標指標	「たより」等で情報提供した園の数。 （保育所10園、幼稚園8園　計18園） 幼稚園：令和4年度休園による1園減。 開園数が減少していることから目標値も修正。令和4年度18園。令和5年度16園。							
	指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※25	16園	20園	19園	18園	16園	19園	16園
実績についての分析、課題と今後の取組	全園の保護者に対し、「たより」を定期的に発信しており、効果的に情報提供ができました。 今後の取組について、引き続き、保護者向け「たより」を活用し、電子メディアとの上手な関わり方について、継続して情報発信に努めます。							
評　価	A							

ほけんだより　令和6年2月号

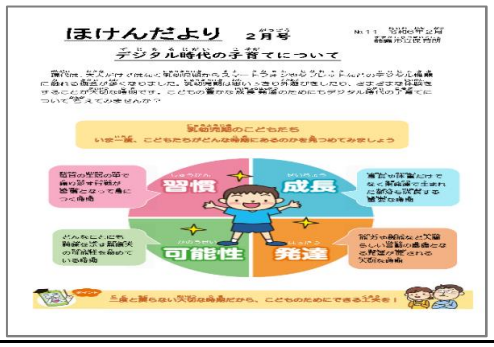

評価基準
A　：　目標を達成できた
B　：　目標を概ね達成できた
C　：　目標を少し下回った
D　：　目標を大きく下回った
E　：　事業未実施

課題 Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施　策	(5)教育における男女共同参画		
単位施策	3　メディア・リテラシーの向上		
単位施策の内容	メディアから発せられる様々な情報を、自ら判断し読み解くことができるよう、メディア・リテラシーを向上するための啓発活動や学習会等の充実、情報提供を行います。		
事業No.	51	事業担当課	教育支援課
事業概要	小中学校での「インターネット・スマートフォン等の正しい使い方」を学習する出前講座へ講師を派遣し、児童生徒のメディア・リテラシー向上を支援します。		
男女共同参画の視点	メディア・リテラシーの向上により、性被害を未然に防ぐための知識を育成します。		
実　績 （具体的な取組内容）	令和5年度は29校（53回）で出前講座を実施しました。 スマートフォンやインターネットの正しい使い方についてスライドや動画を活用して説明しました。不適切な画像や動画をSNSに投稿することや出会い系サイトなどにアクセスすることなどを通じて、性被害にあわないように、インターネットトラブル未然防止に努めることの重要性について説明しました。		

目標指標

「インターネット・スマートフォン等の正しい使い方」に関する出前講座を実施する小中学校の割合（目標値：100%）

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※26	65.0%	40.0%	52.5%	85.0%	90.0%	100.0%	100.0%

実績についての分析、課題と今後の取組	集合形式、リモート形式を使い分けながら実施することができました。各校で継続して情報モラル授業ができるように教材を提供したり、研修を実施しました。SNSのトラブルが増加傾向にありますので、今後も全ての学校での実施を目指して取り組んでいきます。
評　価	B

出前講座の様子

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

Ⅲ　ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施　策	(1)自尊感情と人権意識の向上		
単位施策	1　相談事業の充実		
単位施策の内容	ジェンダーやフェミニズムの視点に立った相談を通じて、相談者の自尊感情の向上とエンパワメントを図ります。		
事業No.	52	事業担当課	市民対話課
事業概要	問題解決の手がかりを見つけることで市民の不安の解消や軽減を図り、誰もが安心して幸せな暮らしができるよう各種専門相談を開設します。		
男女共同参画の視点	セクシャルハラスメントやDVなどの相談を受けるときには、相談者に寄り添い、安心して相談できるよう関連機関とも連携するような体制を整えます。 また、市民相談を実施する際に専門相談員の男女比に偏りがないよう配慮しています。		
実　績 （具体的な取組内容）	窓口や電話での相談では、相談内容を慎重に聞き取り、法律相談などの専門相談に繋げました。また、相談内容によっては、専門相談以外の適正な相談先を案内しました。6月及び3月には相談窓口担当者連携会議を開催し、各機関から相談業務体制や課題などの情報を共有することで、連携強化を図りました。		

目標指標：相談事業利用者のうち相談事業に対して満足と回答した利用者の割合

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※27	82.4%	87.7%	88.7%	88.6%	89.2%	84.0%	85.0%

実績についての分析、課題と今後の取組	相談内容に応じた専門相談を利用していただくことができたため、目標値よりも高い値になりました。その一方で、開催している専門相談以外の内容の相談も多く寄せられており、多種多様な相談のニーズが高まっています。 今後とも、適切な相談先へ案内できるよう、他機関との情報共有を密接に行うことで連携を強化し、相談体制の充実を図っていきます。	専門相談で実施しているアンケート様式（目標指標はアンケート結果を基に算出） 市民相談に関するアンケートのお願い
評　価	A	

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

Ⅲ ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施　策	(1)自尊感情と人権意識の向上		
単位施策	1　相談事業の充実		
単位施策の内容	ジェンダーやフェミニズムの視点に立った相談を通じて、相談者の自尊感情の向上とエンパワメントを図ります。		
事業No.	53	事業担当課	男女共同参画課
事業概要	女性のための電話相談を実施します。相談者自らが内なる女性問題に具体的に取り組むきっかけをつくり、相談内容からみえてくる課題を検証し、男女共同参画の推進につなげます。 また、相談者に対して、適切な対応ができるよう、相談員のスキルアップや関係機関との連携に努めます。		
男女共同参画の視点	ジェンダーやフェミニズムの視点に立った相談を通じて、相談者の自尊感情の向上とエンパワメントを図ります。		
実　績 （具体的な取組内容）	女性のための電話相談は、「女性の生きづらさは個人の問題ではなく、社会的につくられた問題である」というフェミニズムの視点から、悩みや苦しみを捉えなおし、相談者自らが解決する力をつけていけるようサポートすることを目的としています。（令和5年度延べ206件。） 適切で安定した相談ができるよう、毎月１回専門のアドバイザーによる事例検討を行っています。また、相談員は研修等に参加し、スキルアップに繋げています。 ジェフリーすずかウェブサイトでは、トップページに本日の電話相談の有無を明確に掲載し、相談日カレンダーを掲示しています。 また、令和3年度に作成した「女性のSOSハンドブック」を活用し、市内大型商業施設や高校文化祭等での啓発活動時に、相談電話の周知を行いました。		

目標指標

設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	後期実施計画では継続的にウェブサイト等に電話相談の案内を掲載するだけでなく、市内各所に出向き「女性のSOSハンドブック」を配布して広く周知することができました。 次期計画でも、電話相談ついてより多くの方の目に止まるよう工夫し、周知活動を継続していきます。	女性のSOSハンドブック
評　価	A	

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題

Ⅲ ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施　策	(1)自尊感情と人権意識の向上		
単位施策	1　相談事業の充実		
単位施策の内容	ジェンダーやフェミニズムの視点に立った相談を通じて、相談者の自尊感情の向上とエンパワメントを図ります。		
事業No.	54	事業担当課	子ども家庭支援課
事業概要	女性相談員による女性のための各種相談や教職員によるLGBT相談を通じて、相談者の意思を尊重し、その人らしく生きていくことのアドバイスを行います。		
男女共同参画の視点	ジェンダーに起因する課題解決や人権尊重に寄与します。		
実　績 （具体的な取組内容）	女性相談員による各種相談は、平日の開庁時間に対応しました。女性の相談員が、離婚問題、家庭の問題、DV問題など、さまざまな相談を受けており、相談者に寄り添った助言、支援を行いました。また、課内受理情報会議において、情報共有を行い、子どものいる家庭の児童虐待のおそれも考え、担当者との連携を行いました。 （令和5年度相談件数　877件） （令和4年度相談件数　810件）		

目標指標

設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	生活不安やストレスから、DV等が増加・深刻化する傾向にあります。その人らしく生きていくための支援として、今後も女性相談支援員による各種相談を充実させていきます。	DV相談チラシ
評　価	A	

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

Ⅲ　ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施　策	(1)自尊感情と人権意識の向上		
単位施策	1　相談事業の充実		
単位施策の内容	ジェンダーやフェミニズムの視点に立った相談を通じて、相談者の自尊感情の向上とエンパワメントを図ります。		
事業No.	55	事業担当課	健康づくり課
事業概要	妊娠届出時のアンケートや乳児家庭全戸訪問の実施により、出産や子育てに不安や悩みを抱える方を把握し、助産師や保健師等の専門職が相談に応じます。 乳児家庭全戸訪問事業では、育児中の保護者がエンパワメントを図れる冊子の紹介を行います。		
男女共同参画の視点	ジェンダーやフェミニズムの視点を持つ中で相談者の自尊感情の向上とエンパワメントを図ります。		
実　績 （具体的な取組内容）	妊娠届出時の面談や乳児家庭全戸訪問事業の機会をとらえ、妊娠・出産・子育てへの支援において、DVや虐待等の視点を念頭に置きつつ相談や訪問を実施出来ました。また伴走型相談支援の一環として相談者に寄り添った相談支援を実施し、必要時には専門機関につなぎ支援を継続することができました。		

目標指標：乳児家庭全戸訪問の実施率：本事業の対象家庭の訪問実施率

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※28	96.6%	95.4%	98.1%	98.1%	98.3%	100.0%	100.0%

実績についての分析、課題と今後の取組

妊娠届出時や出産後の乳児全戸訪問時に専門職等が面談を行い、妊娠・出産・子育てに関する情報を提供するとともに、不安や悩みを抱える方等を早期に把握し相談支援を実施し、不安の解消を図ることができました。また、育児中の保護者が子育てを前向きに自信が持てるような関わり方を提供しました。

目標値に達しなかったのは転出や児の入院の他、母の精神疾患により訪問への抵抗が強く来所面談としたケース、里帰りの延長で規定の訪問時期を過ぎてからの訪問によるものですが、赤ちゃん訪問が未実施の家庭に対しても連絡をとり状況把握を行っています。

令和5年度からは出産子育て応援事業の伴走型相談支援の一環として面談を実施し、今後も妊娠期から出産後の子育てで悩んでも解決できる等前向きな育児ができるように保護者に寄り添い支援していきます。

「産後のママのメンタルヘルス」についての冊子

評　価　B

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

Ⅲ ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施　策	(1)自尊感情と人権意識の向上		
単位施策	2　セクハラやDVの撲滅		
単位施策の内容	人権を無視した行為が犯罪であることを周知するとともに、予防するための啓発活動に努めます。また女性相談所や児童相談所、警察等の関係機関との連携を強め、被害者の保護と支援に努めます。		
事業No.	56	事業担当課	人権政策課
事業概要	啓発手帳を作成し、その中でDVやセクハラ等は犯罪であることを周知します。 また、広報すずかの「ひろげよう人権尊重の輪」においてもコラムなどを掲載し、暴力行為は犯罪であることを訴えます。 相談があった場合は速やかに適切な相談機関を紹介します。		
男女共同参画の視点	性別により差別されることなく、個人としての能力が発揮できる機会を確保します。		
実　績 （具体的な取組内容）	啓発手帳を700部作成し、人権政策課窓口、地区市民センター、公民館等で配布しました。配偶者やパートナーからのDV、職場におけるハラスメントなど、女性の人権が脅かされている現状や、周囲の人の理解と協力が重要であることを周知しました。		

目標指標

設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	啓発手帳には人権に関する情報などを記載しており、2022年5月に施行の「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」、2023年6月施行の「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を掲載し作成した手帳700部の配布を完了することができました。 普段から利用することで、啓発効果があると考えられ、来年度以降も継続して配布することによって、啓発効果が期待できます。
評　価	A

啓発手帳

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題

Ⅲ ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施　策	(1)自尊感情と人権意識の向上		
単位施策	2　セクハラやDVの撲滅		
単位施策の内容	人権を無視した行為が犯罪であることを周知するとともに、予防するための啓発活動に努めます。また女性相談所や児童相談所、警察等の関係機関との連携を強め、被害者の保護と支援に努めます。		
事業No.	57	事業担当課	子ども家庭支援課
事業概要	要保護児童等・DV対策地域協議会の代表者会議を年2回、実務者会議を年3回と必要に応じて臨時の会議を適時開催します。 また、児童虐待・DV防止の普及・啓発方法を検討、実施します。		
男女共同参画の視点	ケース検討や普及・啓発イベントでは、固定的な性別役割分担意識にとらわれず実施します。		
実　績 （具体的な取組内容）	令和4年度の要保護児童等・DV対策地域協議会の代表者会議を年2回、実務者会議を年3回行いました。 会議の場では、市内で発生した事例のケース検討や普及・啓発イベントの実施方法を検討し、市内で行われた様々なイベントで普及・啓発活動を実施しました。		

目標指標：児童虐待・DV防止の啓発事業実施件数

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※29	10件	6件	7件	11件	14件	12件	13件

実績についての分析、課題と今後の取組	要保護児童等・DV対策地域協議会でのケース検討により各関係機関との連携を強めることができています。啓発事業については、今年度は目標を達成できたため、今後は継続して取組を実施していきます。	啓発活動の様子
評　価	A	

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

課題

Ⅲ ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施　策	(1)自尊感情と人権意識の向上		
単位施策	2　セクハラやDVの撲滅		
単位施策の内容	人権を無視した行為が犯罪であることを周知するとともに、予防するための啓発活動に努めます。また女性相談所や児童相談所、警察等の関係機関との連携を強め、被害者の保護と支援に努めます。		
事業No.	58	事業担当課	健康福祉政策課
事業概要	地域で児童福祉を推進している児童委員、特に主任児童委員が、児童のいる家庭の見守りや育児支援をする中で、DVを発見した場合や、そのことが子どもを育てる環境に影響し虐待につながった場合には児童相談所等への通報など支援先へのつなぎを行います。 また、通報につながる発見をするため、日頃から研修や委員同士の情報共有を図り、自己研鑽が行えるよう、主任児童委員の部会開催や研修会の定期開催（部会年12回、研修会年3回）の支援を行います。		
男女共同参画の視点	女性や母としての経験やジェンダーを活かした各種事業に寄与し、女性活躍の推進のための研修を支援しています。		
実　績 （具体的な取組内容）	主任児童委員の部会を年12回、研修会については年2回の開催の支援を行い、委員同士の情報共有と資質の向上を図りました。途切れのない活動ができるように、研修会等で知識の習得を促すことができました。		

目標指標

設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	部会及び研修会を開催することで、委員同士の情報共有が図られ、知識の習得機会となりました。今後も継続した活動を実施し、適切な支援を行います。	主任児童委員　部会の様子
評　価	B	

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

Ⅲ　ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施　策	(1)自尊感情と人権意識の向上		
単位施策	2　セクハラやDVの撲滅		
単位施策の内容	人権を無視した行為が犯罪であることを周知するとともに、予防するための啓発活動に努めます。また女性相談所や児童相談所、警察等の関係機関との連携を強め、被害者の保護と支援に努めます。		
事業No.	59	事業担当課	保護課
事業概要	言葉の暴力を含めDVは、女性の人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会を推進する上で克服すべき重要な課題であります。DV被害者ケースの相談があった場合は、関係機関との連携を図り、被害女性の自立に向けた支援を行います。		
男女共同参画の視点	あらゆる世代・性差に応じた相談支援を心がけます。		
実　績 （具体的な取組内容）	相談者や被保護者が相談しやすい環境づくりを心がけ、個々の実情に応じた支援機関との連携に努めています。		

目標指標

設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
―	―	―	―	―	―	―	―

実績についての分析、課題と今後の取組	相談者や被保護者の置かれた状況は、個々により異なることから、面談相談員やケースワーカー側はそれを理解するということが重要となります。そのため、相談者等の感情や、考え方、行動などにかかわらず、一人ひとりに応じた支援方針や支援内容を検討していく必要があります。今後も相談者等が相談しやすい環境づくりや信頼関係が築けるよう心がけるとともに、個々の実情に沿った関係機関との連携を図っていきます。	案内文
評　価	A	

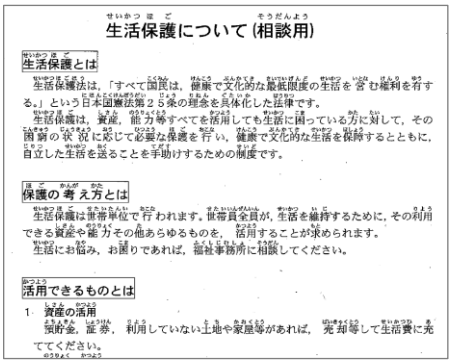

生活保護について（相談用）

生活保護とは

生活保護法は，「すべて国民は，健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という日本国憲法第２５条の理念を具体化した法律です。

生活保護は，資産，能力等すべてを活用しても生活に困っている方に対して，その困窮の程度に応じて必要な保護を行い，健康で文化的な生活を保障するとともに，自立した生活を送ることを手助けするための制度です。

保護の考え方とは

生活保護は世帯単位で行われます。世帯員全員が，生活を維持するために，その利用できる資産や能力その他あらゆるものを，活用することが求められます。

生活にお悩み，お困りであれば，福祉事務所に相談してください。

活用できるものとは

1．資産の活用

預貯金，証券，利用していない土地や家屋等があれば，売却等して生活費に充ててください。

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

Ⅲ　ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施　策	(1)自尊感情と人権意識の向上		
単位施策	2　セクハラやDVの撲滅		
単位施策の内容	人権を無視した行為が犯罪であることを周知するとともに、予防するための啓発活動に努めます。また女性相談所や児童相談所、警察等の関係機関との連携を強め、被害者の保護と支援に努めます。		
事業No.	60	事業担当課	長寿社会課
事業概要	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、鈴鹿市内の病院、警察、地域包括支援センター、ケアマネージャー、介護施設、民生委員、自治会長、市民の方などから情報提供があった場合、生命の危機を一番に考え、迅速かつ緊急に対応（訪問・親族への連絡・警察への応援要請等）しています。この法律は、高齢者（被害者）の保護だけでなく、養護者（加害者）への支援も求めているため、三重県高齢者障がい者虐待防止チームとも連携しながら、地域包括支援センター等関係機関と協議し、双方がおだやかな生活を送れるよう土日昼夜を問わず行動しています。		
男女共同参画の視点	様々な家庭の事情・状況があることに配慮するとともに、夫婦間・親子間等の問題に対し、双方の支援につながるように努めています。		
実　績 （具体的な取組内容）	虐待が疑われる場合には、最初に関係者間で情報を共有するケース会議を行い、虐待がほぼ確定していると考えられる場合には、分離や保護などの具体的な対応を協議するコアメンバー会議などを必要に応じて行い、事態の解決を図りました。 また、三重県高齢者障がい者虐待防止チームと連携した研修会をオンラインで開催し、地域包括支援センターや認知症初期集中支援チーム、行政職員などが参加し、対応力の向上を図りました。		

目標指標：設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	虐待の背景には、8050問題（※）や生活困窮など様々な要因が複雑に絡んでいる場合が多く、包括的に支援する体制整備が急がれます。 （※）8050問題とは、80代前後の高齢の親が50代前後のひきこもりの子どもの生活を支える問題。
評　価	B

研修会案内

事　務　連　絡
令和５年 12 月 21 日

関係者各位

鈴鹿市長　末　松　則　子

令和５年度鈴鹿市虐待防止研修の開催について(案内)

平素は，本市の高齢者福祉行政に御理解，御協力賜り，誠にありがとうございます。
さて，本市では，高齢者の虐待防止体制の連携強化及び整備を図るため，三重弁護士会，三重県社会福祉士会，三重県が連携して設置している，三重県高齢者・障がい者虐待防止チームから講師を招き，高齢者虐待防止に関する研修を実施することになりました。
つきましては，下記のとおり研修を開催しますので，御出席いただきますようよろしくお願いします。

記

1　開催日時　令和６年１月 31 日(水)　午前９時 30 分から午前 11 時 45 分まで
2　開催方法　ＺＯＯＭを利用したオンライン方式
3　研修内容　虐待に関する法律の解説，虐待防止チームに寄せられた虐待事例とその対応についての講義等
4　参加方法　研修参加される方の氏名や出席者数等を把握するため，別紙「出席報告書」を，長寿社会課へ提出いただきますようお願いします。

評価基準
A　：　目標を達成できた
B　：　目標を概ね達成できた
C　：　目標を少し下回った
D　：　目標を大きく下回った
E　：　事業未実施

課題

Ⅲ ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施　策	(2)生涯にわたる心身の健康に関する啓発		
単位施策	1　心身の健康支援		
単位施策の内容	ジェンダーに起因する心身の不調への理解と予防や、男女の特性に応じた生涯にわたる健康支援について、学習機会の充実や啓発活動に取り組みます。		
事業No.	61	事業担当課	男女共同参画課
事業概要	関係機関と連携を図り、講演会等を実施します。また、ジェンダーに起因する心身の不調による相談窓口の周知を行います。		
男女共同参画の視点	性別により差別されることなく、個人としての能力が発揮できる機会を確保します。		
実　績 （具体的な取組内容）	人権政策課と協働し、市内高校（6校）へ、デートDV防止のパネル展示等による啓発を行い、その際「女性のSOSハンドブック」の配付も行いました。また、市内大型商業施設において、男女共同参画全般のパネル展示を実施しました。 令和3年度から実施している生理の貧困対策事業において、公共施設等市内5箇所及び市内各地区市民センターの窓口にて生理用ナプキンの無料配布を実施しました。 ジェフリーすずか館内にて、三重県の「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」に基づき開設したLGBTQコミュニティスペースの開催案内を掲示しました。		

目標指標：心身の健康支援に関するセミナー等の実施回数

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※30	3回	4回	7回	8回	8回	4回	5回

実績についての分析、課題と今後の取組	前年度に引き続き、市内高校の文化祭等や、市内大型商業施設と連携して啓発活動を維持し、若い世代に啓発を行うことができました。 また、次期計画でも心身の健康支援に関する啓発等を継続するとともに、実用的な支援として生理用ナプキンの無料配布を継続していきます。
評　価	A

市内高校文化祭での啓発の様子

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

Ⅲ ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施　策	(2)生涯にわたる心身の健康に関する啓発		
単位施策	1　心身の健康支援		
単位施策の内容	ジェンダーに起因する心身の不調への理解と予防や、男女の特性に応じた生涯にわたる健康支援について、学習機会の充実や啓発活動に取り組みます。		
事業No.	62	事業担当課	地域医療推進課
事業概要	更年期を軸に女性のライフスタイルを知り、自分の健康管理の重要性を意識してもらうことを狙いながら、自分にあったセルフケア方法を見つける一助となる内容の取組（女性のための健康講座や保健センター等での健康情報の啓発）を行います。		
男女共同参画の視点	女性が活躍する上で基盤となる健康について、ジェンダーに起因する心身の不調への理解と予防や、男女の特性やライフサイクルに応じた視点で健康づくりの学習、啓発を行います。		
実　績 （具体的な取組内容）	更年期を中心とした女性のライフサイクルに応じた健康に関する講話や運動体験を助産師や運動指導員を講師に保健センターで開催し、延べ45人が参加しました。また、骨粗しょう症対策の講話と簡易骨密度チェックを骨粗しょう症マネージャーを講師に保健センターで開催し、27人が参加しました。8月、10月に簡易骨密度チェックを実施し、骨粗しょう症予防のための健康教育を141人に行いました。 その他、女性の健康週間（3月1日～3月8日）に保健センター等にてポスター掲示や、ラジオ広報にて健康情報の啓発を行い、簡易骨密度チェックと骨粗しょう症予防のための個別健康教育を40名に行いました。		

目標指標：女性のための健康講座への参加人数
（参加人数が増えることは自らの健康意識の高まりであると考えられるため）

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※31	89人	78人	117人	132人	253人	110人	130人

実績についての分析、課題と今後の取組	コロナ禍で健康講座の参加人数の減少もありましたが、目標を大幅に上回ることができました。講座では、女性ホルモンの変化による心やからだの変化や、自身の健康に向き合うきっかけ、日常の生活習慣の改善や対処方法を学ぶ機会となったといった声が聞かれています。 今後も学習機会の充実や啓発活動のため取組を継続していきます。
評　価	A

更年期対策講座の様子

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

Ⅲ　ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施　策	(2)生涯にわたる心身の健康に関する啓発		
単位施策	2　性に関する正しい知識の普及		
単位施策の内容	男女が性について正しい知識を理解し、互いに尊重し合える関係を築くための広報や啓発に努めるとともに、発達段階に応じた適切な性教育に取り組みます。		
事業No.	63	事業担当課	男女共同参画課
事業概要	多様な性について、正しい知識や理解を深めるための情報提供や研修会を実施します。		
男女共同参画の視点	ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援を実施します。		
実　績 （具体的な取組内容）	市のイベントや広報、男女共同参画センターウェブサイト等において、次の啓発及び情報発信を実施しました。 ・4月　「【Honda創立75周年記念】SUZUKA春祭り2023」にてパネル展示しました。 ・6月　「三重県内男女共同参画連携映画祭2023」フレンテみえと連携し、巨大絵本及びパネル展示しました。 ・6月　市内大型商業施設において、フレンテみえとの連携パネル展示及び三重県「ファザー・オブ・ザ・イヤー」写真展を開催しました。 ・9月　三重県産業支援センター「女性の就職、キャリアアップを応援する各種セミナー」を周知しました。 ・9月　「じんけんフェスタ」（人権政策課）にてデートDV防止についての啓発パンフレットを配布しました。 ・9月～11月　市内高校の文化祭に、人権政策課と参加し、デートDV等のパネル展示や「女性のSOSハンドブック」を周知しました。 ・11月　ジェフリーすずか内で啓発及びDV防止の想いを募るパープルリボンポストツリーの展示を実施。またパネル展示や関係図書の特集を実施しました。		

目標指標								
	設定なし							
	指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	前年度に引き続き、年間を通して市内大型商業施設やイベントで多様な性等についての正しい知識の情報発信や啓発を行うことができました。 次期計画でも、積極的に関係機関との連携を行い、幅広い世代に向けて発信し、効果的な啓発に努めます。	フレンテみえと連携し、市内大型商業施設にて巨大絵本を展示
評　価	A	

評価基準
A　：　目標を達成できた
B　：　目標を概ね達成できた
C　：　目標を少し下回った
D　：　目標を大きく下回った
E　：　事業未実施

課題

Ⅲ ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施　策	(2)生涯にわたる心身の健康に関する啓発		
単位施策	2　性に関する正しい知識の普及		
単位施策の内容	男女が性について正しい知識を理解し、互いに尊重し合える関係を築くための広報や啓発に努めるとともに、発達段階に応じた適切な性教育に取り組みます。		
事業No.	64	事業担当課	健康づくり課
事業概要	幼稚園・小学校・中学校・高等学校が性教育を実施する場合、依頼があれば学習に必要な赤ちゃん人形や妊婦体験ジャケットの貸出・助産師会等の出張の支援を行います。		
男女共同参画の視点	固定的な性別役割分担意識にとらわれないよう、対象者として男女双方を想定します。		
実　績 （具体的な取組内容）	市内の小学2年生130名に対し、命の授業において、いのちの学習をする際に、赤ちゃん人形の貸し出しを行い、赤ちゃん人形の抱っこ体験等を通じて、生活の場での体験学習や命の大切さや尊さや性に対する正しい知識を持つ一翼を担うことが出来ました。		

目標指標

設定なし

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
－	－	－	－	－	－	－	－

実績についての分析、課題と今後の取組	命の学習の場において、赤ちゃん人形の抱っこ体験を通じて、子どもたちが妊娠、出産、子育てについて学び考え、性差を超えて人を思いやることの大切さや命の大切さや尊さ等、性に対する正しい知識を身につけるための一翼をとなりました。	赤ちゃん人形
評　価	A	

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

Ⅲ ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施　策	(2)生涯にわたる心身の健康に関する啓発		
単位施策	2　性に関する正しい知識の普及		
単位施策の内容	男女が性について正しい知識を理解し、互いに尊重し合える関係を築くための広報や啓発に努めるとともに、発達段階に応じた適切な性教育に取り組みます。		
事業No.	65	事業担当課	教育指導課
事業概要	学校における性教育については、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階を踏まえ、学校全体での共通理解のもと、保護者の理解を得ることなどに配慮し、集団指導と個別指導の連携を密に効果的に実施します。 配偶者等からの暴力やデートDVなどあらゆる暴力を未然に防ぐため、専門機関と連携しながら学校におけるDV予防教育を実施し、知識の啓発と普及に努めます。 「夢工房−達人に学ぶ−」事業等で、産婦人科医等の専門的な知識を持った外部講師から、生命の尊重、性についての話を聞く機会を設け、生命の誕生や男女の考え方の違いや男女がお互いに助け合うことの大切さについて、考える取組を実施します。		
男女共同参画の視点	専門的な立場である医師から話を聞くことを通して、生命の大切さや、妊娠を自分の体のこととして考えること、男女の考え方の違いや、協力することの大切さなどについて、子どもたちに考えさせる機会を持ちます。		
実　績 （具体的な取組内容）	産婦人科医の協力を得て、中学生を対象に、「性感染症とその予防」、「10代の中絶と望まない妊娠を防ぐ」等をテーマにして健康教育出前講座を実施しました。昨年度からは、医師だけでなく、助産師の方にも講師として話をしていただきました。自分がこの世に誕生したことの奇跡を感じ、命を大切にしていこうと考える生徒が多数見られました。また、男女の考え方や意識の違いを学び、互いの大変さや大切さを学ぶことができました。 中学校においては、出前講座を活用した性教育の実施の定着が図られています。 健康教育出前講座の実施　　中学校10校		

目標指標

「夢工房　―達人に学ぶ―」事業等で、性教育に関する講座を実施した学校の割合（小30校、中10校　計40校）

指標No.	策定時（H30）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
※32	27.5%	27.5%	45.0%	27.5%	25.0%	42.5%	47.5%

実績についての分析、課題と今後の取組	今年度も全ての中学校において、健康教育出前講座を実施することができました。 小学校における実施が進んでいないため、第3次の計画においては、養護教諭と連携した性教育の実施をめざしていきます。
評　価	C

千代崎中学校での健康出前講座の様子

評価基準
A ： 目標を達成できた
B ： 目標を概ね達成できた
C ： 目標を少し下回った
D ： 目標を大きく下回った
E ： 事業未実施

資料

※　資料　①　男女共同参画に関するアンケート結果

※　資料　②　審議会等における女性委員登用率

※　資料　③　鈴鹿市職員　役職・職種別職員数（令和５年４月１日現在）

※　参考　三重県内における女性の登用状況

男女共同参画に関するアンケート結果

資料 ①

事　業　名	事　業　内　容（アンケート回答件数）	回答件数（人）
啓発事業	6/24三重県内男女共同参画連携映画祭（86人） 6/27イオンモール鈴鹿での男女共同参画週間啓発（37人） 9/17鈴コミ秋まつり（15人） 12/2ジェフリーふぇすた2023（167人） 市内高校6校文化祭（計253人）	558
女性活躍推進事業	9/3リコチャレ（18人） 11/4SUZUKA女性活躍推進フォーラム（188人） 1/23、2/8、3/15女性デジタル人材育成支援研修（計119人）	325
職員対象研修	4/5令和5年度新規採用職員男女共同参画研修（33人） 8/1～8/31管理職研修（258人） 2/16人権啓発推進委員及び男女共同参画推進委員研修（46人）	337
合　計		1,220

◆ 年代

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	合計
啓発事業	239	16	36	65	51	50	83	18	558
女性活躍推進	11	8	41	63	93	49	47	13	325
職員研修	1	30	22	27	247	8	0	2	337
合　計	251	54	99	155	391	107	130	33	1,220
	20.6%	4.4%	8.1%	12.7%	32.0%	8.8%	10.7%	2.7%	

設問1：

あなたは，「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についてどう思われますか。

	啓発事業	女性活躍推進	職員研修	合計	
同感する	18	3	3	24	2.0%
どちらかといえば同感する	45	22	13	80	6.6%
どちらかといえば同感しない	78	54	61	193	15.8%
同感しない	342	198	211	751	61.6%
わからない及び無回答	75	48	49	172	14.1%
合　計	558	325	337	1,220	

・・・・・ 課題Ⅰ指標：男女共同参画意識の普及度で設問に対し同感しない割合

設問2：

現在社会全体でみた場合、男女の地位は平等になっていると思いますか。

	啓発事業	女性活躍推進	職員研修	合計	
男性が優遇されている	85	62	24	171	14.0%
どちらかといえば男性が優遇されている	256	160	157	573	47.0%
平等である	47	27	48	122	10.0%
どちらかといえば女性が優遇されている	37	15	17	69	5.7%
女性が優遇されている	11	6	4	21	1.7%
わからない及び無回答	122	55	87	264	21.6%
合　計	558	325	337	1,220	

設問3：

DV被害や児童虐待等の相談窓口を知っていますか。

	啓発事業	女性活躍推進	職員研修	合計	
知っている	315	229	316	860	70.5%
知らない	223	89	19	331	27.1%
無回答	20	7	2	29	2.4%
合計	558	325	337	1,220	

設問4：

男女共同参画センターを知っていますか、又は利用したことがありますか。

	啓発事業	女性活躍推進	職員研修	合計	
知っている（利用したことがある）	173	204	172	549	45.0%
知っている（利用したことがない）	168	76	157	401	32.9%
知らない	197	45	8	250	20.5%
無回答	20	0	0	20	1.6%
合　計	558	325	337	1,220	

【その他意見】

■女性も男性も、育児・介護をしながら働き続けるために、職場や家庭において必要なことは何だと思いますか？

・それぞれの個性や「好き」がみとめられる。
・家族みんなで協力する。
・男女関係なく、平等に受けられるサービスや制度の充実、そして復帰しやすい社会環境。
・男女ともに、自分が育児をする必要があるという自覚を持つことだと思います。
・休みを取りたい時にとれる職場環境。
・休むことに対してもう少し理解がほしい。時短だと給与も少なく税で収入がない。
・どんな職種でも休める体制と給料の補償。
・「やったことなし」「できなさそう」で協力するのをやめてしまうのは、できるチャンスをなくしているので、何事にも積極的になる事。
・男性も女性もそれぞれの立場になって考えることや、知らないことを知ろうとすることが大切だと思う。そのためには、幼少の頃からの教育が必要だと思う。
・職場においては、育児・介護をする方以外の社員に対してのフォロー体制。家庭においては、ベビーシッターやヘルパーの利用がしやすくなるような社会体制の整備。
・「女性も男性も」だけではなく、「女性中心」や「男性中心」といった、それぞれの家庭事情を尊重できる社会が良いと思う。
・育児の受け皿が社会でもっともっと必要。
・育児，家事の大切さを政治家が理解すること。
・育休・介護に冷たい企業が多い、休みづらいので、まず企業の雰囲気作りから。
・女性も男性も同じ条件で社会進出できるようにする。
・早出や早退等時間を自分に合わせて調整できると良いと思います。
・お互いのことを理解しようとして寄り添うこと。性別に縛らぜず、相手をひとりの人間であると考えること。
・自然と認め合う心。
・家庭内における役割分担を男女で充分に話し合って決める。
・働きやすさ、安定した給料。
・愛、意識、お金、時間、おもいやり。

■今後、男女共同参画をすすめていくために、どのような催しがあると良いと思われますか。また、どのような催しに参加したいですか。

・保育士など昔は女性の仕事だといわれていたものを取り上げ、実際にそれらの仕事をしている男性や女性の姿が分かるような催し。
・今までに起こった家庭問題の裁判の内容についてを知れる機会。
・私は男女の差というものをしっかりと考えたことが少なかったので、自分ごとに捉えることができるように、クイズ形式を交えた講義。
・子供向けのイベント。
・家族で考えるきっかけになるような映画。
・家事に係る催し。（例えば料理やDIYなど）
・プロアスリートの世界での男女格差等の講演。
・女性管理職のお悩み・解決事例。
・赤ちゃんの人形、大人の人形での育児、介護の体験。妊婦体験。
・女性特有の気分の浮き沈み、身体の不調（pmsなど）への理解が深まり、多くの人に広がるようなセミナー。
・参画型のイベント。
・専門家の話。
・映画やアニメなどで学べ、子供でも参加できるイベント。
・ロボット，工作などのイベント。
・再就職の職場案内。
・子育て中、介護中のフリートーク。
・学校でみんなで考えるイベント。
・性別に関する歴史を学べるような催し。
・どんな事をして、どう大変かを知る実体験を交えた説明会。
・今の用に少しずつ確実にやっていく。
・家庭が円満であると知られている芸能人夫婦の公開対談。
・男女共同を進めている会社等をとりあげ、取り組みを聞く催し。

審議会等における女性委員登用率

資料 ②

審議会等総数		53
	・・・女性登用率が適正（40%～60%）な審議会等の数	28
	・・・女性登用率60%超の審議会等の数	6

	担当課	審議会等名称	委員総数	女性委員	現状値（R6.4）	策定時（H28.1）
1	防災危機管理課	鈴鹿市防災会議	55	22	40.0%	38.1%
2		鈴鹿市国民保護協議会	55	22	40.0%	38.1%
3	交通防犯課	鈴鹿市交通安全対策会議	17	7	41.2%	53.0%
		自転車等駐車対策協議会	－	－	－	36.4%
4	総合政策課	鈴鹿市総合計画審議会	－	－	－	35.0%
		鈴鹿市教育振興基本計画審議会	－	－	－	50.0%
		鈴鹿市地方創生会議	13	4	30.8%	38.5%
		鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会	－	－	－	60.0%
5	総務課	鈴鹿市情報公開審査会	5	3	60.0%	40.0%
6		鈴鹿市個人情報保護審査会	5	3	60.0%	40.0%
7		鈴鹿市行政不服審査会	5	3	60.0%	40.0%
	人事課	鈴鹿市特別職報酬等審議会	－	－	－	33.3%
8	技術監理契約課	鈴鹿市入札監視委員会	5	2	40.0%	40.0%
9	地域協働課	公民館運営審議会	8	6	75.0%	50.0%
10	人権政策課	鈴鹿市人権擁護に関する審議会	10	5	50.0%	50.0%
11		鈴鹿市玉垣会館運営会議	15	6	40.0%	35.3%
12		鈴鹿市玉垣児童センター運営会議	15	6	40.0%	35.3%
13		鈴鹿市一ノ宮市民館 ・一ノ宮団地隣保館運営会議	14	6	42.9%	33.3%
14		鈴鹿市一ノ宮団地児童センター運営会議	15	6	40.0%	38.1%
15	男女共同参画課	鈴鹿市男女共同参画審議会	8	4	50.0%	60.0%

	担当課	審議会等名称	委員総数	女性委員	現状値（R6.4）	策定時（H28.1）
16	文化振興課	鈴鹿市社会教育委員の会	8	7	87.5%	50.0%
17	文化財課	鈴鹿市文化財調査会	15	6	40.0%	18.2%
		金生水沼沢植物群落保護増殖事業推進検討会	－	－	－	11.1%
18		国史跡伊勢国府跡調査指導会議	5	1	20.0%	0.0%
19		鈴鹿市文化財保存活用地域計画協議会	12	3	25.0%	0.0%
	スポーツ課	鈴鹿市スポーツ推進審議会	－	－	－	16.4%
20	図書館	鈴鹿市立図書館協議会	10	6	60.0%	44.4%
21	子ども政策課	鈴鹿市子ども･子育て会議	19	12	63.2%	50.0%
22		特定教育･保育施設等重大事故検証委員会	4	1	25.0%	40.0%
23	子ども家庭支援課	鈴鹿市要保護児童等･DV対策地域協議会	48	19	39.6%	23.7%
24		鈴鹿市就学支援委員会	18	12	66.7%	64.7%
25		いじめ調査委員会	5	4	80.0%	64.7%
26	健康福祉政策課	鈴鹿市地域福祉計画審議会	15	5	33.3%	46.2%
27		鈴鹿市民生委員推薦会	7	4	57.1%	28.6%
28	長寿社会課	鈴鹿市養護老人ホーム入所判定委員会	7	3	42.9%	40.0%
29		鈴鹿市高齢者施策推進協議会	21	8	38.1%	42.9%
30	障がい福祉課	鈴鹿市障害者施策推進協議会	19	8	42.1%	40.0%
31		鈴鹿市障害者地域自立支援協議会	25	11	44.0%	40.0%
32		鈴鹿市障害者介護給付等の支給に関する審査会	10	4	40.0%	40.0%
33		鈴鹿市手話言語施策推進検討会議	6	3	50.0%	新規
34	保険年金課	鈴鹿市国民健康保険運営協議会	12	4	33.3%	41.7%
35	健康づくり課	鈴鹿市健康づくり推進協議会	19	7	36.8%	42.1%
36		鈴鹿市応急診療所運営委員会	8	3	37.5%	30.0%
37		鈴鹿市予防接種運営委員会	5	0	0.0%	40.0%

	担　当　課	審議会等名称	委員総数	女性委員	現状値（R6.4）	策定時（H28.1）
38	廃棄物対策課	鈴鹿市廃棄物減量等推進審議会	10	3	30.0%	新規
39	産業政策課	鈴鹿市モノづくり元気支援事業検討会議	7	2	28.6%	28.6%
40	農林水産課	鈴鹿市地産地消推進協議会	12	5	41.7%	33.3%
41	都市計画課	鈴鹿市都市計画審議会	14	5	35.7%	40.0%
42		鈴鹿市景観審議会	12	6	50.0%	50.0%
43	建築指導課	鈴鹿市建築審査会	7	5	71.4%	42.0%
44	住宅政策課	鈴鹿市空家等対策協議会	9	4	44.4%	44.4%
45	教育支援課	鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会	15	4	26.7%	46.7%
46		鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会	5	3	60.0%	33.3%
47		学校問題解決支援委員会	4	2	50.0%	25.0%
		集　　計	646	282	43.7%	40.4%

地方自治法第180条の5に基づく委員会等
（委員選任に議会の同意等が必要または選挙の実施を伴う）

	担　当　課	審議会等名称	委員総数	女性委員	現状値（R6.4）	策定時（H28.1）
48	総務課	鈴鹿市公平委員会	3	1	33.3%	33.3%
49	市民税課	鈴鹿市固定資産評価審査委員会	3	1	33.3%	33.3%
50	教育総務課	鈴鹿市教育委員会	5	2	40.0%	40.0%
51	選挙管理委員会事務局	鈴鹿市選挙管理委員会	4	2	50.0%	25.0%
52	監査委員事務局	鈴鹿市監査委員	3	1	33.3%	33.3%
53	農業委員会事務局	鈴鹿市農業委員会	19	3	15.8%	7.1%
		集　　計	37	10	27.0%	17.4%

＜対象となる審議会＞

地方自治法第138条の４第３項及び，第202条の３に規定する附属機関，地方自治法第180条の５第１項，第３項に規定する執行機関，地方公営企業法第14条の規定に基づく審議会，鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程及び鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程に基づく会議（附属機関及び附属機関以外の会議の取扱いに関するガイドライン参照）

①地方自治法第138条の４第３項に規定する附属機関

第３項　普通地方公共団体は，法律又は条例の定めるところにより，執行機関の附属機関として自治紛争処理委員，審査会，審議会，調査会その他の調停，審査，諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし，政令で定める執行機関については，この限りでない。

②第202条の３に規定する附属機関

第１項　普通地方公共団体の執行機関の附属機関は，法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより，その担任する事項について調停，審査，審議又は調査等を行う機関とする。

第２項　附属機関を組織する委員その他の構成員は，非常勤とする。第３項 附属機関の庶務は，法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外，その属する執行機関において掌るものとする。

③地方自治法第180条の５第１項，第３項に規定する執行機関

第１項　執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は，左の通りである。教育委員会・選挙管理委員会・人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会・監査委員。

第３項　第１項に掲げるものの外，執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は，左の通りである。農業委員会・固定資産評価審査委員会。

④地方公営企業法第14条

第14条　地方公営企業を経営する地方公共団体に，管理者の権限に属する事務を処理させるため，条例で必要な組織を設ける。

鈴鹿市職員　役職･職種別職員数

資料③

令和6年4月1日 現在

役職級	性別	事務	技術	保育士	保健師	看護師	栄養士	消防	幼教	養護	教員	技能	労務	総計	女性割合
部長級	男	8	3					2						13	13.3%
	女	2												2	
	小計	10	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	15	
次長･参事級	男	31	13					8						52	11.9%
	女	5			1						1			7	
	小計	36	13	0	1	0	0	8	0	0	1	0	0	59	
課長級	男	69	36					31			5			141	25.8%
	女	26	1	12	5		1				4			49	
	小計	95	37	12	5	0	1	31	0	0	9	0	0	190	
主幹級	男	61	49	1				55			3			169	32.9%
	女	48	1	18	8	2	2				4			83	
	小計	109	50	19	8	2	2	55	0	0	7	0	0	252	
副主幹級	男	61	19	1	1			33			10	7	5	137	41.7%
	女	36	1	24	4	1			10	1	3	2	16	98	
	小計	97	20	25	5	1	0	33	10	1	13	9	21	235	
主査級	男	30	10	1				19			6	3	2	71	34.9%
	女	22	1	8		2		1			1		3	38	
	小計	52	11	9	0	2	0	20	0	0	7	3	5	109	
副主査級	男	62	13					11			1	1	2	90	48.9%
	女	49	2	16	10						1		8	86	
	小計	111	15	16	10	0	0	11	0	0	2	1	10	176	
係員級	男	86	51	1	4			53				1	9	205	51.5%
	女	71	7	73	13	3		5	18	1			27	218	
	小計	157	58	74	17	3	0	58	18	1	0	1	36	423	
再任用	男											4		4	42.9%
	女												3	3	
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	7	
総計	男	408	194	4	5	0	0	212	0	0	25	16	18	882	39.8%
	女	259	13	151	41	8	3	6	28	2	14	2	57	584	
	小計	667	207	155	46	8	3	218	28	2	39	18	75	1466	

男計	206
女計(b)	58
総計(c)	264
女性比率	22.0%
b／c	

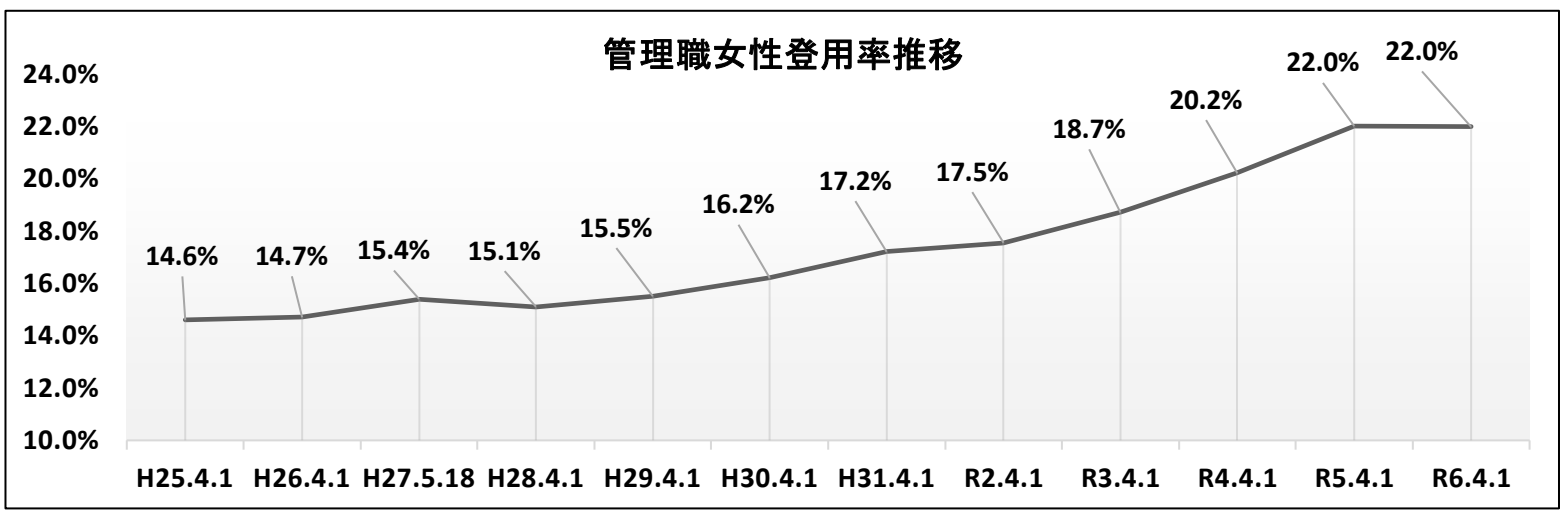

参考

三重県内における女性の登用状況

（令和5年度版　三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課発行／令和5年4月1日現在）

☆地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況

地方自治法（第202条の3）（附属機関の職務権限・組織等）
1　普通地方公共団体の執行機関の附属機関は，法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより，その担任する事項について調停，審査，審議又は調査等を行う機関とする。

1	**鈴鹿市**	**45.8%**
2	四日市市	36.2%
3	多気町	34.1%
4	桑名市	32.2%
5	南伊勢町	31.6%
6	玉城町	30.6%
7	松阪市	29.8%
8	志摩市※	29.5%
	伊賀市※	29.5%
10	伊勢市	29.0%
11	名張市	27.9%
	亀山市	27.9%
13	尾鷲市	25.4%
14	東員町	25.3%
15	明和町	24.8%
16	津市	24.4%
17	大台町	24.3%
18	熊野市	24.2%
19	いなべ市	23.8%
20	川越町	23.5%
21	紀宝町	22.1%
22	度会町	21.5%
23	御浜町	21.0%
24	鳥羽市	20.3%
25	朝日町	19.8%
26	紀北町	17.6%
27	菰野町	16.6%
28	大紀町	14.5%
29	木曽岬町	12.7%

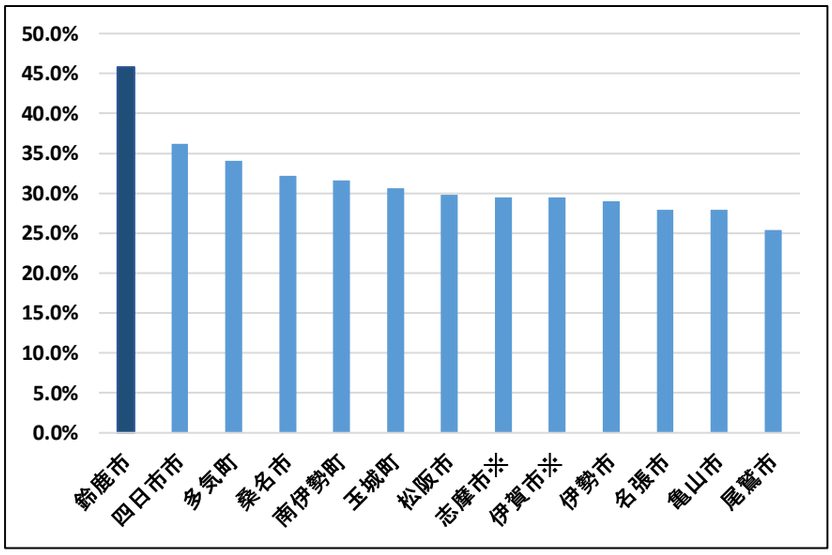

※志摩市は令和5年7月1日時点、伊賀市は令和5年3月31日時点

☆女性公務員の管理職在職状況

1	名張市	34.1%
2	伊賀市	33.2%
3	亀山市	33.0%
4	度会町	31.3%
5	いなべ市	28.6%
6	玉城町	27.3%
7	川越町	25.0%
8	松阪市	24.1%
9	大台町	24.0%
10	桑名市	23.4%
11	南伊勢町	23.1%
12	**鈴鹿市**	**22.0%**
13	四日市市	19.6%
14	紀宝町	19.0%
15	伊勢市	15.7%
16	志摩市	15.2%
	尾鷲市	15.2%
18	鳥羽市	14.8%
19	津市	14.4%
20	御浜町	11.8%
21	熊野市	10.7%
22	菰野町	10.3%
23	朝日町	9.8%
24	木曽岬町	9.1%
	紀北町	9.1%
26	東員町	6.9%
27	多気町	6.7%
	明和町	6.7%
29	大紀町	0.0%

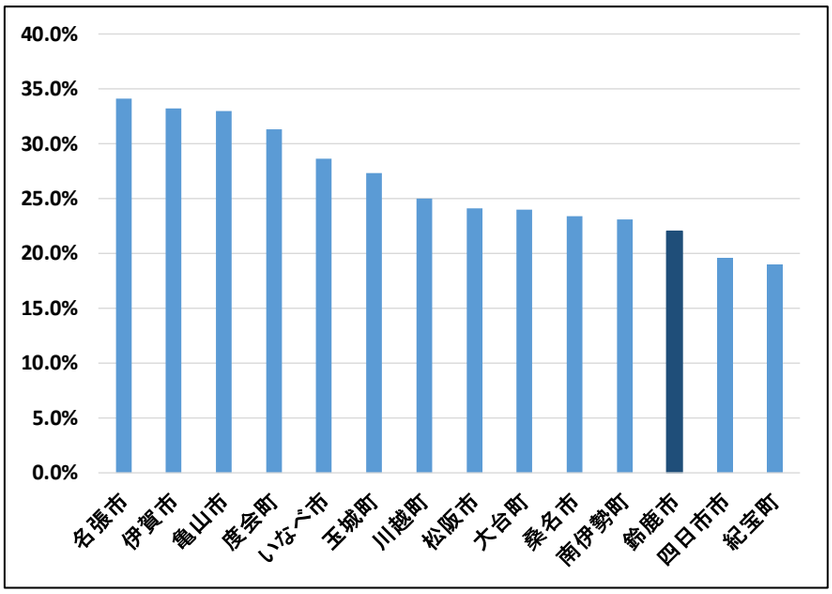

※管理職とは，管理職手当を支給されている職員（管理又は監督の地位にある職員）のうち条例等で指定する職を占める職員を指します。

☆議会議員の状況

1	尾鷲市	44.4%
2	明和町	35.7%
3	桑名市	34.6%
4	四日市市	29.4%
	名張市	29.4%
6	松阪市	28.6%
7	いなべ市	27.8%
8	熊野市	25.0%
9	伊賀市	22.7%
10	亀山市	22.2%
	志摩市	22.2%
12	津市	21.2%
13	朝日町	18.2%
14	東員町	14.3%
	紀北町	14.3%
16	木曽岬町	12.5%
17	菰野町	11.1%
	御浜町	11.1%
19	**鈴鹿市**	**10.7%**
20	多気町	10.0%
21	大台町	9.1%
	大紀町	9.1%
	紀宝町	9.1%
24	伊勢市	8.7%
25	川越町	8.3%
	南伊勢町	8.3%
27	鳥羽市	7.7%
28	玉城町	0.0%
	度会町	0.0%

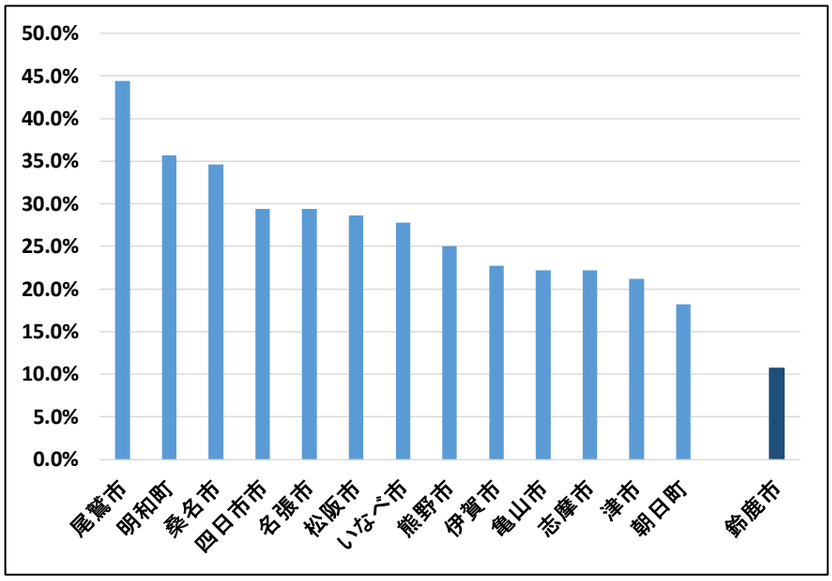

☆市町における自治会長の状況

1	朝日町	11.1%
2	津市	8.2%
3	四日市市	7.8%
4	名張市	7.7%
5	桑名市	7.4%
6	伊勢市	6.9%
	亀山市	6.9%
8	**鈴鹿市**	**5.5%**
9	尾鷲市	5.3%
10	玉城町	4.3%
	大台町	4.3%
12	松阪市	3.8%
13	伊賀市	3.3%
14	木曽岬町	2.8%
15	菰野町	2.6%
16	鳥羽市	2.2%
17	明和町	2.1%
18	熊野市	0.9%
19	いなべ市	0.0%
	志摩市	0.0%
	東員町	0.0%
	川越町	0.0%
	多気町	0.0%
	度会町	0.0%
	大紀町	0.0%
	南伊勢町	0.0%
	紀北町	0.0%
	御浜町	0.0%
	紀宝町	0.0%

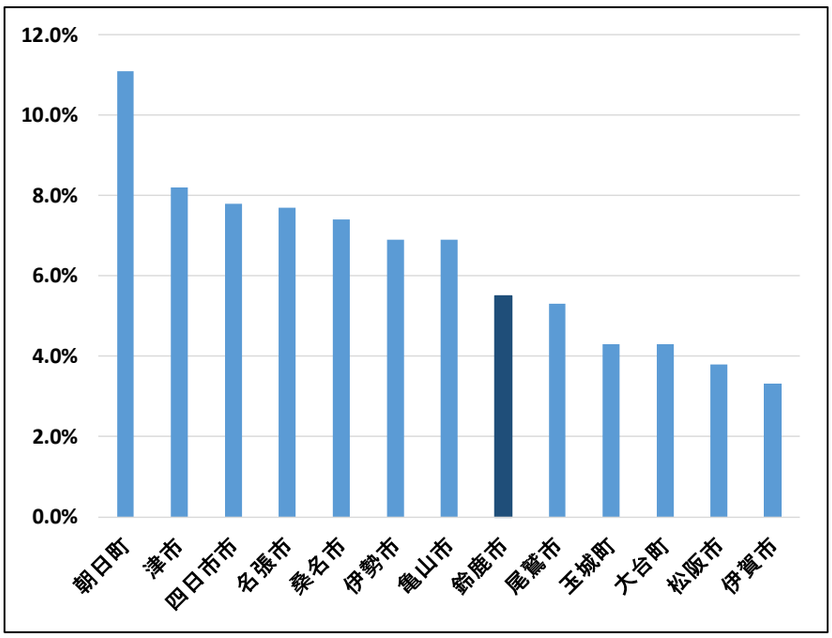

発 行　鈴 鹿 市 男 女 共 同 参 画 課

鈴鹿市神戸二丁目１５番１８号
ＴＥＬ：０５９－３８１－３１１３
ＦＡＸ：０５９－３８１－３１１９
Ｅ－Mail：danjokyodosankaku@city.suzuka.lg.jp
ＨＰ：https://www.city.suzuka.lg.jp/danjo/index.html